

第 1 1 回城原川流域委員会

平成 1 6 年 1 0 月 2 日 (土)

第 1 1 回城原川流域委員会

1 . 開 会

事務局（田島） それでは、ただいまより第11回城原川流域委員会を始めさせていただきますと思います。

初めに、国土交通省筑後川河川事務所長の中村より挨拶がございます。

中村筑後川河川事務所長 皆さん、こんにちは。事務局をしております国土交通省筑後川河川事務所長の中村でございます。本日は大変ご多用の中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。委員の皆様には、本委員会の運営に対し、ご理解、ご協力をいただいておりますことを心から感謝申し上げます。

本委員会には、これまで城原川に関する非常にたくさんの情報をもとに今後の整備についてご検討いただいておりますが、今回も先回に引き続き、総合的な議論を進めていただきたいと考えております。また、今回は神埼町での開催ということでございまして、いつもとは違う雰囲気の中でご審議いただけるものと期待申し上げます。委員の皆様方には毎回ご苦勞をおかけしておりますけれども、何とぞよろしく願いいたします。

簡単でございますが、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

事務局（田島） ありがとうございます。

では、引き続き荒牧委員長にご挨拶をいただき、その後、議事についてもご司会をよろしく願います。

その前に、本日、委員のご都合により欠席ということで、飯盛和代委員と坂本美須子委員が欠席であることをお知らせいたします。

2 . 委員長挨拶

荒牧委員長 皆さん、こんにちは。今回の11回と12回で総合的な議論を行いましようということで、前回から総合的な議論になっているわけですが、これまではどちらかということ、事務局の資料、説明に従って我々の知識を増すということに重点が置かれていたような気がしますけれども、これから最終回に向けて委員間の討議を重要視してまいりたいと思いますので、事務局にはできるだけ資料の説明は短くしていただきたいということで、先ほど説明のありました資料を全部説明する必要はありませんと申し上げてあります。それぞれの委員の方々が発言される際に、確認をしておきたいという程度のときに使わせて

いただきたい。2つだけは資料説明をするということですが、それ以外の資料につきましては、委員間の討議を行う際に引用とかで使っていただければ結構かと思います。これから5時半くらいまでの間、約4時間、その前に40分か50分くらいあとの議論がありますので、3時間くらい議論ができるかと思いますが、事務局の説明をできるだけ短くしていただいて委員の方々の討議を深めたいと思います。

それでは、早速ですが、最初の議題であります住民懇談会の報告を、資料を使って、ここだけは説明をしていただきたいと思います。それから、総合的な議論だけれども、もう一個だけ説明をお願いします。それでは、お願いいたします。

3. 議 事

(1) 住民懇談会の報告

事務局(遠田) それでは、資料2-1から資料2-4について簡単にご説明したいと思います。

資料2-1です。住民説明会及び懇談会の開催状況です。一覧表にしております。住民懇談会の方は21地区で、ちょっと集計のところでは神埼町は5地区になっていると思いますが、実は昨日1地区行いまして6地区になっています。それで、合計の方は21地区です。それで、次のページに図面をつけていると思いますが、地図に丸をつけているところが済んだところでございます。

次に、資料-2²につきまして状況報告をしたいと思います。「はじめに」というところに書いておりますけれども、住民説明会、その後の地区懇談会での意見と、それに対して行政からどういう説明をしたのか、そして住民の反応がどうだったのか、そのあたりを把握できた範囲で整理したものですということが前提になっております。1)、2)、3)ということで3点についてまとめております。

2ページですけれども、治水対策の必要性について、あり、なしというふうに分けております。ありの方では、左の方に書いておりますけれども、福井や新潟のような雨が降ると怖いとか、野越しは危険な状態であるとか、対策の必要性についてこういった意見がありました。一方、なしにつきましては、28災以降大きな洪水は発生していない、あるいは改修が既に済んでいるので対策はもう必要ないのではないかというような意見、それから山にもっと植林を、あるいは河道内の維持管理をとったような、まだ十分ではないけれども、ちょっと工夫すればいいのではないかというような意見が出ました。

それに対しまして、3ページですけれども、こちらの方からどういうふうに説明したかということを書いている。行政の説明というふうに書いておりますけれども、28

災以降大きな洪水が発生していないのはたまたま大きな雨が降っていないからとか、あるいは、下の欄ですけれども、河川改修は36年時点で大体完了しているけれども、まだ28災対応には至っていないとか、保水能力の問題とか、こういう説明をいたしました。それに対しまして、説明後の住民の反応ということで、これまでの行政の対応に対する不満はあるが、近年の城原川の洪水時の状況や、福井、新潟の洪水被害などから、治水対策の必要性については理解されていると。この件につきましては、後ほど出てきますアンケート結果からもうかがえます。

次に、4ページですけれども、治水対策を不必要とする意見の背景にはどんなのがあるかということでもっとまとめております。これまでの行政対応に対する不満ということで、一部の方から、28災復旧当時、これでもう100年間大丈夫という説明があったとか、あるいは危ないなら危ないとこれまで説明があったはずなのに説明が十分なされてこなかったと、こういったものも背景にあるようでございます。住民感覚としましては、川幅が3倍になり、50年間水害がない、そういうことから、安全度が低いと言うけれども、非常に理解しがたいというような話でした。

それから、5ページですけれども、治水対策としてのダムについてということで、これも同じように、左の方に賛成、右の方に反対という意見を列挙しております。賛成の方では、環境よりも人命が大事とか、あるいはダムによる洪水カットは下流の内水排除に貢献できるということで、これは、下流部に中地江の排水機場とか、城原川に直接排水している機場がありますが、そういうところが城原川の水位が高いと排水規制を受けるものですから、排水規制がなくなると内水にも貢献できる、こういう意味でございます。それから、右の方の反対意見といたしましては、ダムに対する一般論としての意見が出されました。環境破壊の問題、洪水時の安全性の問題、過疎化の問題、自然を壊す等、こういった問題ですね。一般論に加えまして、城原川ダムに対する意見ということで、景観が悪くなる、あるいは地元負担が発生する、万一の場合の危険性、特にダム直下に家屋がいっぱいある、こういうことでの反対意見が出ました。

次、6ページでございますけれども、こういった意見に対しまして行政の説明ですけれども、環境への影響については、十分調査し、必要であれば対策を実施するとか、あるいは、2つ目に書いてありますけれども、これまで日本のダムで壊れた事例はないとか、こういうことにつきましては、兵庫県の布引ダム、阪神淡路大震災を受けたわけですけれども、このダムが、地震に対しても、あるいは築造後100年以上たっているけれども、まだ現役で働いている、こういったのも紹介いたしました。それから、負担の問題につきましては、ダム建設の負担、それから水特法の負担の考え方あたりをご説明いたしました。それから振興策の話もいたしました。住民の反応といたしましては、住民の一部からは、理解

できた、ダムを推進すべきだという意見もありましたが、多くの方は再質問をされず、意思表示もなかったため、理解されたかどうか把握できないと。ただし、財政負担につきましては理解いただけたかなというような雰囲気でした。

次、7ページでございますけれども、ダムへの懸念の背景といたしましては、まずダムは悪ということで、長野県の脱ダム以降、一般論としてダムは悪だというような感覚をお持ちの方が多かったようでした。そういった背景が1つではないかということで挙げています。それから、2つ目には財政負担の問題。説明会をずっと開く中で、ダム建設に伴い住民への個人負担もあるのではないかと、こういったのが背景にあったようです。3つ目に書いていますが、これまでの行政対応に対する不満ということで、上流ダム予定地では、30年間進んでいないことに対する不満と書いていますけれども、はっきりさせてこなかったことに対する不満と、それから下流住民につきましては、これまでダムの話がなく、新規利水がなくなった途端にダムの話を持ち出していることに対する不信感、こういうのがダムへの懸念の背景にはあるのではないかとということです。

8ページ目は、水利用の観点からの意見です。左の方が、確保が必要ということで、特に下流、千代田町の方では、河川流量が少ないとか、あるいは集落内の水路の水量不足とか、こういうことで水がもっと必要というふうな意見。それに対しまして、右の方ですけれども、不必要という理由には、仮にダムをつくっても、上流で取水され、下流には届かないのではないかとか、あるいは水管理をきちんと指導すべきとか、こういったことで不必要という意見が出されました。

その説明としましては、9ページですけれども、今後の水管理につきましては、行政と利水者間で協議し、適正に行うとかの話をしました。それから、今後の少雨化につきましては、近年の湯水状況あたりを詳細に説明いたしました。また、広域利水につきましては、佐賀平野が非常に厳しいといったこと、あるいは佐賀東部水道企業団も、甘木の寺内ダム等、そういうところから取水しているというような話もいたしました。これに対しまして反応でございますけれども、下流では水量確保は強く要望されているが、上流での取水の適正化を行政が主体となることができるか疑問というような反応でございました。また、アンケート結果からは、下流では、水量確保に加えまして、水需要と水供給をもっと検討すべきというようなアンケート結果も出ております。

最後ですけれども、10ページです。さらなる水確保は不要とする意見の背景ですけれども、ダムへの不信感として、ダムは水をためるもので下流の水量はふえない、あるいはこれまでの行政対応への不満、それから必要量の不明確さ、こういったのが背景にあるのではないかとこのように考えられます。

続きまして、資料2 - 3の住民懇談会のアンケート結果です。これにつきましては、後

で見ていただきたいと思えますけれども、ポイントのところだけで二、三点ご紹介いたします。

このアンケートは、住民懇談会、先ほどの20ですね、昨日の分は集計していませんから、20のアンケート結果の集計です。まず、1ページのアンケートをされた方の内訳ですけれども、千代田町が65%ということで、開催がすべて終わりましたので、千代田町が65%という中でのアンケート結果です。

2ページ目ですけれども、千代田町が65%、神埼町が23%ということで、総括的なアンケートの結果は、住民説明会での千代田町に近いような結果になっておりました。

3ページを飛ばしまして、4ページを見ていただきたいと思えますけれども、4 - 2のところでは、安全だと思えますかというところで、安全だと思うというのが8.3%ということで、前回の神埼町とか千代田町のアンケート結果を見ると、約40%とか20%ぐらい安全だと思うというのがありましたけれども、今回のアンケート結果では8.3%ということで、細かく丁寧に説明した結果かなというようなことがうかがえます。4 - 5のところの治水対策の必要性につきましても、90%以上の方が今回も必要というふうに答えられています。

次、5ページ目の水利用に関すること、この5 - 3のところでは、利水対策の必要性のところでは、城原川の水利用の観点から対策が必要というのが約42%ということで、前回が大体10%から20%でしたので、大分増加しておりました。それから、6 - 1、城原川ダムを含めた議論のところでは、これにつきましては、割合が前回も今回も分散しております。このことは、幅広く総合的に議論してほしいというあらわれではないかなというふうに考えます。

最後のページ、6ページですけれども、7 - 2のところでは、城原川の日常管理で改善すべきところということで、から、これが非常に多いわけですが、地域懇談会の会場でもほとんどこの話が出ておりました。それから、最後ですけれども、8 - 1、説明会の感想です。理解できたとか、まあまあ理解できたを合わせますと、今回は95%になっています。前回が大体75%から85%でしたので、さらに10%ぐらいふえたというような結果でございました。

資料2 - 4につきましては、今のものを一覧表にしたものですので、省略させていただきます。

以上です。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それではまず、この住民説明会及び懇談会の状況について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。まずは全体の開催状況、それから懇談会で議論された中身の状況、そ

れからアンケート結果、この3つをご説明いただきました。どれでも構いませんが、ご質問、ご意見があれば、まずそれから議論をしていきたいと思いますが、どなたかいらっしゃいませんか。

実松委員 まず、資料 - 2⁻²の6ページでございます。行政の説明として、「これまで日本でダムが壊れ下流へ被害が発生した事例はない。維持管理を行っていけば半永久的に安全である」ということでここに書かれておりますけれども、現在、日本にはダムが3,035件あるわけでございます。その中で発生した事例はないということでございますが、現在1件決壊したということをおある資料で私ちょっと見ました。ここでは被害が発生した事例は全然ないということを書かれておられますけれども、そういうことをちょっとある資料で私確認したものですけれども、その辺をお伺いしたいわけですが、中国あたりは現在2万件のダムがあるということで、決壊率が4%というようなことでございます。これは技術的な問題もあると思います。日本の技術は世界でもトップレベルだということで、ダムの技術に関しては世界の水準をはるかに上回るということでございますけれども、他の国においては、非常にそういうふうな、アメリカでも現在そういう決壊率が発生している場合があります。そういうことで、ちょっとある資料で私確認したものですから、一応お伺いしたわけでございます。

荒牧委員長 事務局が答えられますか。

事務局（中村） 我々の知り得る知識の中でお答えしておりますので、そういうほかの情報があればまた教えてください。後日でも結構でございますので、またよろしく願いいたします。

荒牧委員長 古賀先生、何かありますか。今の話でコメントなり何かありますか。

古賀委員 いえ、ありません。

荒牧委員長 それでは、佐藤さんの方からいきましょう。

佐藤悦子委員 資料 - 2⁻²の2ページですが、住民からの主な意見の治水対策の必要性について、このなしの部分で、山にもっとということとか維持管理とかいうことは、これは治水対策としてしてくれという意見ではないでしょうか。だから、治水対策の必要性がないと言っておられるのではないと思いますけど。

それに関連して、資料2 - 3の住民アンケートの4ページ、4 - 5、治水対策の必要性をどのように感じましたかというところで、緊急的に対策が必要という方と、段階的に行えばよいという意見がかなり多く出ていますが、その中にこの治水対策の必要性、例えば緊急的に土手の強化をしてくれとか、そういう治水対策の中で入っている意見だと思しますので、そのあたりをどう判断されているのかお聞かせください。

事務局（遠田） 資料 - 2⁻²の2ページの部分ですけれども、もっと山に植林をという

話のときに、24水とか28水のときには、はげ山で非常に荒れていて、たくさん水が出てきた。それで、植林をすれば、緑のダムという言い方もされましたけれども、そういうことでいいのではないかということで、治水対策として植林で十分ではないかというようなことで右の方に挙げています。これ以上の対策は必要ないのではないかなというのが、上の2つのものです。そして、下の方は、植林すれば、あるいは浚渫すれば、大体、治水対策は十分ではないかなということで、右の後段に挙げております。

荒牧委員長 佐藤さん、よろしいですか。

佐藤悦子委員 はい。

荒牧委員長 それは整理の仕方の問題なのかもしれません。それも治水対策だよという意見ですよ。その治水対策でよいのではないかと。

荒牧委員長 桑子先生、ちょっと待ってください。藤永さんの方から先にいきます。

藤永委員 資料 - 2⁻²です。今のにちょっと類似しますけれども、4ページに治水対策を不必要とする意見の背景ということでありましたが、この文言ですけれども、私も何カ所が行かせていただいたんですが、治水対策を不必要とする意見と同時に、残念ながら、実はダム反対であり、治水対策については、意見を出す段階に入っていないのではないかという認識も持っておりますので、この辺の文言に関して、そういう意味を持たせるということは考えていらっしゃるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

荒牧委員長 藤永さん、それは行政に言うんじゃなくて、この意見の交換の中で出していただいているんですか。それは、向こうの側の話じゃなくて、むしろこちらの側の委員の意見という形で出していただいた方がよろしいんじゃないでしょうか。よろしいですか、藤永さん。

藤永委員 いいです。

荒牧委員長 では、桑子さん、お願いします。

桑子委員 資料 - 2⁻²の6ページですが、反対意見への説明と反応というところ。環境と景観のことが書いてありますが、これは以前、私、何回も申し上げたと思いますけれども、城原川の場合には、環境というときに景観や歴史、文化というものが切り離せないということは何回も申し上げていると思います。ただ、その行政の説明の方を見ますと、環境というところでは自然環境が中心に考えられているように思うんです。景観への影響ということで言えば、そこの模型にもありますように、平野からダムの本体が常に見えるような状態にある。つまり、ダムが暮らしの中で常に日常的な景観の中に入っているという状況になるわけです。

これは、吉野ヶ里の景観の問題も深くかかわっています。ちょっと資料がありまして、これは、吉野ヶ里遺跡全面保存会会長である石田さんという方が知事に請願書を出したと

きの文言で、ちょっと読ませていただきますと、こんな表現があります。「我が佐賀県は、平成元年、吉野ヶ里遺跡の発掘により日本国中に有名になり、考古学の分野では世界的にその名をはせました。歴史と先祖に感謝の念がわきます。明治、大正、昭和と生き抜いた私たちは、この貴重な遺跡を立派に次の時代に残す責任と使命があります。美しい自然は、青少年の心身の健康に必要であるばかりでなく、老若男女すべての幸福のために必要なものであります。我らの若き日と比べますと、今の自然の破壊は著しく、苦慮しているところであります。幸いにも吉野ヶ里には、弥生のころの情景も想像されるような田園らしい景観が残っています。脊振の山並みと丘陵地帯が延び、眼下には神埼平野が広がり、烽火が上がったという日の隈山、これら全体が一幅の絵となり、空間的な国民的指標と考えます」と。この文章の中には、自然と歴史と景観というのが一体のものとしてとらえられている。私も何度もこちらを訪れてすばらしい景観であるというふうに思っておりますが、それが事務局の方の環境の説明のところでは、そういう意味では十分とらえられていないのではないかとこのように感じます。

それで、資料 - 1 の 6 ページに河川整備計画についての文言があります。この中央の三のところですね、計画の作成の準則というところに河川法がありますけれども、三のところに、「河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること」と、法律でもこういうふうに言われているわけです。特に城原川の場合には、単に生態系だけではなくて、景観あるいは人と河川との豊かな触れ合いということがある。そのことも含めてダムが地域に及ぼす影響というものをきちんと説明して、それでそちらに対して住民がどういう意見を持つのかということを知りたいというふうにご前申し上げたつもりだったんですけれども、その点についてちょっと不十分ではないかという認識を持ちます。

荒牧委員長 それは、先生、今後の総合討議の中でその話はぜひ出していただけませんかでしょうか。それは、委員間で議論をするときの非常に重要な一つの視点だと思いますので、事務局はそういう説明しかしてこなかった。この委員会の委員の中ではその議論をきちっとしましょうということによっていいかと思えます。

古賀委員 いいでしょうか。

荒牧委員長 はい。

古賀委員 ちょっと確認ですが、資料 - 2⁻²の 4 ページ、住民感覚ということで下に 2 行書いてありますね。さっきの説明の内容でいくと、住民の方たちの意識の現状、現状と言ったらおかしいですが、説明する前がこういう意識であったと。それで、説明をした後でこのような意見はほとんど出なくなったというように解釈してよろしいのでしょうか。

わかりやすく言うと、今の治水安全度というものを、それなりにプロの直観と同じぐらいまで意識がそろってきたというように解釈していいですか。

事務局（遠田） 説明した後はですね。説明後の住民の反応に書いていますように、必要性については理解していただいたと、もちろん来られた方ですけれども、そういうふうに理解していただいていると思います。

古賀委員 わかりました。

荒牧委員長 それでは、白武さん、お願いします。

白武委員 久しぶりです。2回欠席いたしました。非常に申しわけなく思っています。

それで、質問なんですけれども、資料2 - 1の最初のページですが、これには説明会と懇談会がどこで開催されたとか日にちが書いてあります。私は神埼町と千代田町の住民説明会に出席したわけですけれども、神埼町では会場が満員で大変驚いたんです、非常に住民の関心が高いなど。千代田町の方では、ここにもデータが挙がっていますが、大体5分の1ぐらいの参加だったと。そこで、事務局にちょっとお伺いしたいんですけれども、千代田町の説明会では、東与賀町の方も出席されたり、他町の方もおられたし、それから神埼町で出席された方も大分おられたような気がしたんです。そして、途中で帰る人もかなりおられたんですけれども、神埼町では、町長さん、それから町議の方も出席されていたように思いました。それで、その住民への案内の仕方、出し方に差があったのかどうか。つまり、千代田町では手抜きをされたのかという、そんな感じをちょっと受けたんですけれども、どうでしょうか。同じような案内の仕方をされたのかどうかです。

事務局（辰本） 案内ですが、住民懇談会の方でよろしいですか。

白武委員 説明会です。

事務局（辰本） 説明会の方のご案内は、まず県民だよりの方でしましたのと、あと新聞の広告の方で佐賀新聞等に載せていただきました。それと、各戸へのご連絡は町の方を通してやっていただいております。千代田町の方では、役場の方から連絡が行っているというふうに聞いております。

事務局（遠田） それから、どこの地区の方でもどうぞというような書き方をしています、流域内の方だけじゃなくて。

白武委員 要するに、案内の仕方は千代田町も神埼町も一緒だったということですね。ただ、出席者に非常に違いが出ていたということですね。

事務局（遠田） そうです。

白武委員 そういう意味では、神埼町の方は非常に積極的に参加されていたと。

それで、その後も懇談会が随分されていますけれども、今日の資料の基礎になっていますね。それで、千代田町での開催が非常に多いんです。千代田町、神埼町、脊振村という

ことで全般的に網羅して、あるいはすべての地域で調査された結果でもって議論すべきだと思っんですけれども、非常に千代田町に偏った議論をしては、この委員会は余り、今日の議論自体がどこかに偏った、要するに最初の案内の出し方にもちょっと関係があるんですけれども、ちょっとそんな印象があります。

荒牧委員長 2回の間にもどのような懇談会を開くかの報告がありました。それで、千代田町に偏った理由、神埼町で開けない理由も説明があつて、開けないという状況はこの委員会に報告があつています。そのことについては、後でお話ししても構いませんし、今報告を受けてもいいですけれども、二重になりますから。委員の方はご存じですよ、なぜ千代田町に偏ったか、神埼町で開けなかったか。ということは、これまでの長の対応とか区長さんたちの対応とかいう報告は受けております。開かないというふうに報告を受けていますが、間違っていますか、私の認識が。ですから、これは、ある意図でもって開かないと言われた方がおられる、確かにそれは尊重すべきだと思いましたので、そのことを強制する必要はないというふうに思いました。

白武委員 説明会で、神埼町では反対意見が随分強かったと思っんですけれども、地域住民の方の反対表明を事務局としてどのように受けとめられておられるのか、そのことをちょっと……

荒牧委員長 白武さん、それをここで議論しましょう。聞かれる前にまず我々で議論しましょう。そのために全体討議をやりましょうということで議論していますから、全部事務局に聞く話をちょっとやめにしてというふうに申し上げたのは、ここでまさに議論すべき課題であると認識しているからだと思っんですけれども、よろしいですか。すべて事務局に聞いてという体制はもう。言われることは我々に大体説明された、我々で今度十分討議しなければならない段階に来ていると私は認識していますが、それでよろしいですか。ぜひそういうふうに議論を進めたいと思っんです。

ほかにこの住民説明会、懇談会についてご質問がありましたらお願いいたします。

益田委員 ただいま委員長から、事務局への質問はできるだけ控えてということでございますが、1点だけ確認をさせていただきたい。

荒牧委員長 いえいえ、事実についてはいいです。

益田委員 というのは、今、事務局から、この住民アンケートについて、もちろん出席された方々でありますけれども、財政負担については大体ご理解をいただいたという認識をお持ちであるかどうかを確認しておきたいと思っんです。と申しますのも、私も、こういう記事も出ておりますね、中流、下流の意識のずれとか、この記事が出てから、住民説明会が集落ごとに行われた地区を二、三步歩いてみました。それで、出席された方々のご意見を私なりにインタビューといひますが、取材させていただいております。その中で、

その出席された方々が、管理者の方から財政のことについてはほとんど説明がなかったということが、私の取材といいますか、インタビューの中ではあるものですから、今、事務局は財政負担については既にご理解をいただいたという認識を持っておられるのかどうか、できるだけ事務局には聞かないつもりにしておりますけれども、これを1点確認しておかないと、これをもとに我々は各委員会これから議論をするものですから、特に確認しておきたい。お断りしておきますが、このことはもちろん私が全部をインタビューしているわけではありません。二、三要点を限って、どういう説明がありましたかというようなことで、私なりに足で歩いて確認をとったというところで、ただいまの事務局の説明とかなり開きがあるなという認識を私は持ったものですから、事務局の認識はいかがでしょうかということを確認をさせていただきたい。

荒牧委員長 では、松崎さん、先に関連していただいた上でお願いします。

松崎委員 今の財政の問題に関連して、水特法負担という表現で資料の中に出ておりますが、事業費は問題ないんだよ、水特法は地元負担で今後調整しますよということで、この水特法について少し教えていただけませんかでしょうか。いわゆる財政負担がネックになっておる心配事だというアンケートの意向、あるいはそのまとめとして出ていますよね。事業は全額持つんだから心配要らないよ、水特法は今後かかわってくるよという書き方をしているんですが、水特法とは何たるものなのか。それから、今心配している財政負担の絡みで、水特法はそんなに大きなものじゃないよとおっしゃるのか、いやいや、これも結構真剣に考えていただかなければ困るんだよというようなことになるのか、今の益田さんの質問とあわせてお願いしたいと思います。

事務局（遠田） まず最初に、住民懇談会に入っていく中で、それから町の方からの反対理由の1つの中にも、もちろん国、県の借金の問題もあるし、町の借金の問題もあるし、農家負担とか、そういう言葉も書いてありました。それで、実際、中に入ってみますと、最初、治水と利水と、それから佐賀東部水道企業団がダムに入ることということで、その水道に関する負担金が物すごく大変よというのが今までずっとまだ引き続いておるという感じを一つ受けました。佐賀東部水道企業団で水道として入ったらもちろん水道代金にはね返りますよね。そういうのから個人負担が大変だという意識を持たれる方。それともう一つは、当地区が筑後川下流用水事業で農業用水に金を出されています。農家の方が金を負担されています。そういうことでまた負担が出るのではないかなと心配される方も結構おられました。だから、そういう方に対しましては、今回の説明で、個人負担ですね、それは無いというのは理解していただきたいと思います。

それから、水特法につきましては、ダムをつくるつくらないというか、ダムをつくるということになって初めてこの水特法というのが出てきますよということで、まずは治水に

ついて必要か必要でないか、どう考えるかというのを皆さん考えてくださいというようなことで話は進めています。ただ、例として水特法というのはこういうものですよという説明は、ダムをつくる場合、通常は、治水対策とか利水の問題でダムを必要とするというのは下流ですね、受益地。上流にダムができれば、過疎化になったり、いろいろありますから、その振興策として下流部の住民が感謝の気持ちで出す金ですよ、それについてはもちろん話し合いのもと決めますというような話をいたしました。それで、実際このダムで額がどのくらいになるかというのはまだ定かではないものですので、申し上げてはおりません。だから、それに対して住民の反応というか、先ほど言いましたように、個人負担があるのではないかというのを一番気にされたものですから、それについてはないというのは理解された。町についても、例として挙げたのは、脊振村に振興策で林道をつくったり体育館をつくったりする場合に、下流町村がその林道に全部負担するといった代物ではないですよというふうな説明ですね、あくまでも国と県、あるいは脊振村がすべきものの一部を、下流の住民、住民というか、受益地の市町村が支援するんですよという説明をしています。

藤永委員 今ので補充を。

荒牧委員長 まず佐藤さんからお願いしたいんですが。

佐藤正治委員 下流に対しての説明会のことでちょっと私も意見を出したいと思います。

水没地を抱える委員の一人として私が全体的にお話を聞いた中では、以前も申し上げたと思いますけれども、この下流の説明会というものとダムというものが今始まったんじゃないか、スタートしたんじゃないかと。この委員会というものがあと一、二回である程度の方角をつけて、それによって、知事の判断によってダムというものについてどうするかということが決定なされるというようなことを聞き及んでおるわけです。そういう中で、この前の神埼、千代田を含めても1,000名ぐらいですよ、説明会に参加された方は。そのアンケートなり意見というものが果たして全体の意見であるのかということ私は申し上げたいと思うんです。それで、このままで、下流の説明会はこれで終わりですよというような考えでこういう重大なことを判断されるのか。以前も副知事が申されましたように、この城原川ダムは非常に特異なものである、下流には反対があるというようなことを副知事さんは申されたと思うんです。私も同感です。ダムというものは下流のためにあるものだということを聞き及んでおるわけで、下流からは要らないというような意見が出ておるわけです。それで、たった1回か幾らかの下流の説明会で判断をして、こういう大切なことを右、左決定するというのはいかなものかと。

それとまた、下流の皆さんたち、賛成、反対もあるわけです。しかし、私たち水没地を抱える住民として、ダムがもしもできるとなれば、先祖伝来の土地を捨ててほかに出てい

かなければいけないというようなことになるわけです。財産も一切なくすわけです。そういうことに対して、今、課長から説明があったように、下流の皆さんに感謝の意味を含めると、水特法にというようなことですね。しかしながら、下流の方から、本当に水没地に迷惑をかけるからというような言葉が出ないということは非常に残念です。千代田にしても神埼にしてもダムが必要だと言われる方に、本当に水没地に対してのそういう感謝の気持ちというのがあらわれていないと、私はこう申し上げたいと思います。それで、このままで、このアンケート、この中で果たしてあと1回か2回かのできるのかと私は思います。今の状態であれば、下流の受益地やダムを一番必要としておる下流に対しては、今スタートしたばかりだというような感じなんです。だから、こういう行政不信というものが起きてきているわけです。今日ダムの問題が起こったのであれば別ですよ。30数年という長い間がありながら行政は何をやったかと、私は水没地を抱える委員の一人として強く申し上げたいんです。

それで、今後、県なり国土交通省が下流に対しての説明会をこれで打ち切られてそのままやられるのか、それとも努力をしてやられるのか、そこら付近のはっきりした対応をお聞かせいただきたいと思います。

荒牧委員長 結局、向こう側に聞くことになるのかもかもしれませんけれども、まず今、佐藤さんがおっしゃったようなことを委員としてどういうふうを考えるかを少し議論した上で話をするというわけにはいかないでしょうか。

佐藤正治委員 そうしたら、こういうことが、当初はそういうふうな説明だけで、今、論議が核心に入ったところだと思うんです。そういう中で、30数年ダムというものいろいろな問題点があって、私たちもいろいろな中で経験もし、意見を聞いてきたわけです。下流の委員の方たちが、失礼ですが、私が当初申し上げたように、水没地を抱える地元の委員と下流の委員さんとの温度差があるというのは、そこにあるんじゃないかと思うんです。それで、30数年前から下流の委員さんでこういう論議をしてきたんだという意見であれば別ですよ。そういうことがあれば、委員さんの方から、私たちは30数年やりましたよということで手を挙げていただきたいと思います。

事務局（川上） よろしいですか。

荒牧委員長 では、川上さん、お願いします。

事務局（川上） 今、幾つかお話があったんですけども、1つはアンケートとか説明会の報告ですが、これでどうだということではなくて、これで申し上げたいのは、今まで説明会を2回やってまいりました。神埼町と千代田町、まあ、数は違ったりしましたけれども、そこで聞こえてくるのは、十分説明がなかった、もう少し知りたい人がたくさんいるというお話があって、それで地区ごとに説明会をやらせていただいています。そういう

ことでやった結果を今日お示ししているのは、説明をさせていただければ、少しずつ治水について考えていただき理解が深まっているということを申し上げたかっただけなんです。これだけで城原川ダムの是非を、今、佐藤さんが言われるような形にはいろんな議論があると思います。ですから、ここで申し上げたいのは、そういうふうに説明が足りなくて、説明を丁寧にやったら少しずつ理解が深まりつつある、こういうお話として受けとめていただきたいと思います。

それと、今の佐藤さんのお話で、私からのお願いなんですけれども、入り口の議論はいろんな議論があると思うんですが、実質的な負担の問題も、先ほど課長が申しあげましたように、ダムが必要だということで水特法の議論になっていくわけです。しかし、今は財政が厳しいものですから、個人の農家の方々も負担で大変なものですから、負担に関心があるというのは十分わかります。しかし、まずは治水、利水、要するにダムの議論に行き着くのかどうか、住んでおられる方々の治水は大丈夫なのか、利水はどうかというところの議論をぜひ深めていただいて、その中で次のステップとして財政が当然出てまいりますから、ぜひ今から、佐藤さんが言われたことに通ずるんですけれども、実質的な中身の議論をお願いできればありがたいと思います。

荒牧委員長 七戸さん、お願いします。

七戸委員 今の佐藤委員のお話との関係で、この委員会に関しては、我々がこの委員を受けるときに、10回でやる、10回で取りまとめを行うということを承知の上で受けた。したがって、この委員会の結論をあと2回で出さなければならないというのは、我々は受け持った仕事はきちんと完成させなければならないと思います。それとの関係でもう一つ仕事の内容として、住民意見をどのような形で反映するかの方法も議論して決めようという形で決めたのがこの説明会と委員会の形なので、これに関して8回目になった段階で、我々の委員会の中で、佐藤先生もそうだし、僕もそうですけれども、今まで決めた形が悪かったんだといって蒸し返しても、もはやとまらない。

それで、ご提案なんですけれども、今の議題は懇談会と説明会の内容についての質疑応答なので、とりあえず佐藤委員のお話というのは別件といたしまして、僕の提案は、この委員会はあと2回で結論を出して河川管理者に意見を出す。もう2つあります。それは、住民意見を反映する方法で河川管理者が聞き届ける方法、それから地方自治体の長の意見を反映させる方法、この3つを取り入れて河川整備計画というのを策定されるわけです。それで、2番目の方法に関しては、あと2回限りで終わるわけではない。佐藤委員がおっしゃるように、住民意見を十分聞き取る方法でこれからも河川管理者が進めていけばよろしい。ただ、これは今の議題とは別件で、後で佐藤委員からご意見を賜れば一番よろしいのかと思いますが、いかがでしょうか。

荒牧委員長 よろしいですか。

それでは、今、七戸さんがおっしゃったように、住民意見を我々はどうのように聞くかということ河川管理者に対して意見を述べたということの立場にあります。そして、その結果の報告を受けたということで、我々はこの中でそのことも勘案しながら議論を進めていきたいと思えます。それで、これから先は委員の間で、これまで10回程度やってきました事務局からの資料とか、現地見学とか、住民説明会の中で発言されたこととかを踏まえて、それぞれの委員の方が、これから治水、利水、環境まで含めてどういうふうにこの城原川を考えていくかということ、それぞれの立場、それぞれの意見としてお述べになっていただければと思うんですけども、そういう形でお互いのディスカッションをしてみたい。だから、委員の方が言われたことに対して質問したり反論したり、それからそれに対して再反論したり、そういう時間をたっぷりとりたいと思えますが、そういう進め方でよろしいでしょうか。だから、結局、それぞれ聞いてきて、受け取り方は立場によっても違ふし、それぞれのこれまでの専門的あるいは知識の問題によっても違ふと思えますけれども、それは上下関係をつけずに、それぞれで意見を闘わせてみるということをやりたいと思えますが、むしろ委員間で議論をやってみたいと思えますけれども、そういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

では、桑子さんから先に。

桑子委員 そういう形でもよろしいかと思えますが、この委員会の最終的なアウトプットとしてどのようなことを考えたらよいか。委員会としての意見書なり提案書なりをつくるのかどうか、その点はいかがでしょうか。

荒牧委員長 これは、議論を済ませた後で私の方から提案を申し上げなければいけない事項だと思うんです。あと2回しかありませんので、これから先どういう形で取りまとめしていくのかということをやらなければいけないと思えます。それはちょっと後で言おうと思っただけです。

では、古賀さんの方から先に。

古賀委員 私は前回欠席していますので、その流れがよくわからないんですが、その最終報告ですか、やはり必要だろうと思っています。ただ、今までの委員会を見ていると、極めて効率の低い委員会だと言わざるを得ないと思えます。その最大の理由が、知識は知識としてあるし、事実は事実としてあるわけですね。要は、これは正しい事実だ、正しい現象だと、それをまずきっちり分けて、それで問題分析のところも、だれがやっても同じ問題分析になるはずのところの最低限のものが何かあるはずであって、それは揺るがしがたい、変えがたい事実なわけです。それと、環境とか、いろんなところのいわゆる選択の自由というんでしょうか、その選択の幅のあるところは、それこそ意見を交換すればいい

と思うんです。大事なものは、正しい考え方とか知識ですね、それをきっちりまず前半の方で整理する、そのための議論がある程度必要じゃないかなという気がしています。

あと、住民の方たちのご意見を聞いていますと、間違っただけで間違っただけの意識を持ってある方が相当おられるような気がするんです。そこは、どういう意思決定をするかは別にして、賢い意思決定にはならないと思うんです。そういう意味でも、この委員会の仕事の半分ぐらいは、わかったこと、あるいは意思決定するために判断するためのその事実ですね、そこをきっちり分けてペーパーに残してもらいたいと思っています。

荒牧委員長 それをいわば一つの前段階のこの委員会の結論にすべきだということですね。すなわち、ここまでは委員が確認した事実である、それからあとは選択肢の問題、これを区分けしてちゃんと記載していくということをイメージすべきだということではないですか。

古賀委員 はい。

荒牧委員長 まず、具体的にこれとこれとこれは確認できたという作業を行うための何か基本的な提案あるいはアイデアをお持ちの方はいらっしゃいますか。

古賀委員 方法論としては2つしかないと思います。全員が思い思いのものを書いて、それを一本化するということでしょうか。2つ目は、大変申しわけありませんが、委員長が全責任を持って書くというのも手だろうと思いますけれども、ただ、事務局が書くようなものではないという気はいたします。

荒牧委員長 後でそれを提案しようと思っていたんですが、結局どれぐらいのボリュームになるかによってももちろん変わってくるわけですが、何らかの形で委員長である私が書かざるを得ない立場にいるということは理解しています。これは、議論を始めたときから、最終的には私が書かざるを得ないだろうという認識のもとで議論を深めてきたつもりです。ですから、たくさんの方々に発言していただいて、あるいはここで議論をしようと言っているのは、そのまとめをしていくときの基礎になる部分、そこを私の文章で書き上げていって、次回には少なくともメモという形で文章として出して、それを皆さんにもんでもらう。多分、一番大事なことは、今、古賀さんが言われたみたいに、事実に関することと判断に関することをどういうふうに理解すればいいかということだと思うんです。そこを皆さんと一緒に今の中に考えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。もしよければ、私が今から口頭で申し上げる分を基本にして議論を始めていただいても構わないと思うんですけれども、よろしいですか。もしよければ、先ほど古賀さんが言われたように、その前に皆さんから意見を全部文章で集めた上でその作業に入った方がいいのか、あるいは一回確認の作業のために選択のところは全部抜いて議論をするという方法もあると思うんですけれども、いかがですか。古賀さん、どうですか。

古賀委員 選択という言葉はちょっときついかないと、今ちょっと後悔しています。というのが、今、桑子先生もおっしゃったように、環境とか、歴史とか、これは我々一人一人が持っている価値観なんです。その一人一人が持っている価値観、これは非常に重みのあるものだと思うんです。その価値観を、この委員会の場で我々一人一人が自分の意見なりを出して、私はこう思うとか、何かそういうことを議論してきたかという和多分してきていなくて、大変失礼な言い方ですけども、ほとんどが学習の場であったわけです。この学習の場というのは、多分あと二、三年やってもまだ十分納得いかないものが残るんだろうと思うんです。だから、そういう意味でも、我々が持っているその価値観というのをそれなりに少し、書き物でもいいし、自由に意見を交換した後で、その雰囲気なりを、皆さんの同意があれば委員長にお願いするということでもいいだろうと思います。

荒牧委員長 では、七戸さん、お願いします。

七戸委員 私が前回の委員会で申し上げたことなんですけれども、10回しかない委員会できついなというふうに初めから思っていたんですが、受けた以上は10回で、納期までにきちんとした完品を仕上げなければ商売にならない。学者としても商売にならないし、あるいは、僕は農業者寄り人間なんですけれども、補助金を受けておきながら、その補助金に応じた仕事をやらなければ返すまでです。同じように、10回でやるのであれば、10回できちんとした整備計画案をつくるという委員会ですから、上げなければいけないと思います。それとの関係では、時間的に文章をもう一回出させる時間は多分ない。

それで、資料3-1の中にあるA案からD案までの案の中で、僕は今の印象としてはどれかに落とすしかないと思っているので、この案の横にある事実関係について疑義があればただしていくという形で今後進めるとして、どれかについては、各委員の先生のご意見を率直に発言する形で進めるのがよろしいように思うんですが、それとの関係で難しいということであれば、まず私から申し上げてよろしいでしょうか。

荒牧委員長 はい、どうぞ。

七戸委員 私の個人的な見解からまず申し上げさせていただければ、結論としては、河川の専門家の意見としては、D案以外はないと思います。ただし、僕が第1回目の委員会から申し上げていることは、ちょうど河川が危険です。非常に危険な河川です。危険な河川であるというのは、医者と同じで、あなたは今たまたま元気かもしれないけれども、がんである、あるいは動脈瘤があるという診断です。これは、先ほど古賀委員がおっしゃったように、客観的な所見です。それに疑義があるのであれば、いろいろ説明を申し上げますけれども、客観的な評価として僕は非常に危険な河川だと思っています。ただ、その地域の方が、それでも私は手術をしたくない、違う方法をとりたい、A案、B案、C案をとりたいという意見がこの委員会で大勢を占めるのであれば、それに対しては反対はしない。

それは、地域住民の意思を尊重して、その方法であればそれに従う、それが一番の方法であると考えています。医療と全く同じ方法を考えているということは、第1回目の委員会から私は変わらない。ただし、専門家としての所見はD案であるということで、私の意見は終わり。

荒牧委員長 今そのところまで話が行っていますけれども、事務局で用意してもらったこの資料は、七戸さんがこの前、前々回ですかね、そのときにこのA、B、C、Dのことをおっしゃって、それについてのメリットあるいはリスクといったものを事務局の側で検討されたというふうに聞いています。もしよければ、この資料をどう取り扱うかは聞いてからにして、まず事務局からこの説明を受けた後でどうするかということを議論したいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

古賀委員 提案なのですが、今日は密度の高い議論が進みそうなので、休憩を1回といわずに2回入れてもらえますか。

荒牧委員長 わかりました。それでは、まず説明を聞いてからにします。

では、説明をお願いします。

(2) 総合的な議論

事務局(飯田) 私、国土交通省筑後川河川事務所の開発調査課長をしています飯田と申します。私の方から、今ありました資料3-1につきまして、お時間の都合もございませんけれども、簡単にご説明をさせていただきます。

その前に、大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いいたしたいと思います。2ページ目以降でございますけれども、表題でございます。表題で、河川整備の選択肢の後に「実現の可能性がある案」ということを書いております。その後ろの4ページ、5ページには、「実現困難と思われる案」というふうなコメントをつけております。その4ページ目、5ページ目には、「参考」という名称がついておりますけれども、そこにつきまして削除をお願いしたいと思います。4ページ目、5ページ目の「参考」という文言ですね、文字だけです。内容につきましては構いませんので、「参考」という文字を消していただければと思います。

まず、1ページ目でございます。これは、先ほどありました地元の住民懇談会とか、これまでの委員会の意見等を踏まえまして、まず現状認識ということで、先ほどありましたように、安全であると思われる方、現在、安全ではないと思われる方ということで、大きく分けると2つあったかと思えます。安全であると言われておられる方につき

ましては、現在の川の中を大きく改変しないで、川の中でいろんな対策ができるのではないかとこのようなご意見かと思えます。

それから、右側の方を見ていただきまして、上の段の対策上の観点というところを見ていただきますと、川の中で対策をやっていくにはどのような考え方があるのかということで、環境を一番に考えてもらいたいというような方もおられます。こういう意見に対しては、治水対策の内容としては、現在、現状のまま川を何もさわらないというような方法が1つとして考えられるのではないかとということでございます。環境に配慮しながらも、治水の安全度を向上してほしいというようなご意見もでございます。それに対しましては、川の中を大きく改変しない、今、水面から上に出ている陸上部分を掘削することで可能な河道で $330\text{m}^3/\text{s}$ という選択肢があるのではないかとということでございます。さらに、現在の川幅の中で最大限といたしますか、限界まで可能な案ということで、環境よりも治水を重視してほしいというような方もおられます。これにつきましては、川の中を大規模に掘削することによって、幅は変えずに流下能力を上げられるということで、河道で $330\text{m}^3/\text{s}$ から $500\text{m}^3/\text{s}$ というような選択肢があるのではないかとということで書いております。

下の段で、現在、安全ではないということで、何らかの対策を実施してほしいというお考えもあったということで、それに対応する対策上の観点といたしまして、そうは言いながらも環境には配慮してほしいというようなことがあったかと思えます。それにつきましては、先ほどの組み合わせということになるかと思えます。先ほど上の段で言いました環境に配慮して治水安全度を向上するという河道の $330\text{m}^3/\text{s}$ と、ダムとか、遊水地とか、引堤とか、いろんなほかの案がございまして、そういうような案の選択肢があるのではないかとということでございます。さらに、これは後で細かくご説明いたしますが、河道につきましては、やはり同じように $330\text{m}^3/\text{s}$ で、影響を与えないという範囲で、なおかつ流域で負担ということで、これは、今、野越し等がございましてけれども、それらを積極的に活用して流域で負担をしていただくという考えもあるのではないかとのご意見もでございます。さらに、安全度をさらに上げるということで、河道の $330\text{m}^3/\text{s}$ から $500\text{m}^3/\text{s}$ と、先ほど言いました野越しを使った流域での負担という組み合わせのパターンがあるのではないかとこのことを考えまして、次のページ以降、具体的なケースごとに、どのようなファクター、メリット、デメリットというものがあるのかということを一覧表にいたしております。

まず、2ページ目と3ページ目でございます。これは2ページ目と3ページ目で完結しております。これは、横に続けてやればよろしかったんですが、1枚にするとかかなり字が小さくなるものですから分割させていただいております。まず、2ページ目と3ページ目をご説明させていただきますが、これが前回、七戸委員からご提案があったA案からD案の考え方でございます。この表の見方でございますけれども、A案は先ほど言いました現

状のまま、B案は $330\text{m}^3/\text{s}$ 河道、C案は川の中で最大限カバーできる $500\text{m}^3/\text{s}$ 河道、D案は $330\text{m}^3/\text{s}$ プラスダム、ここでは一応ダムということでさせていただいております。それで、横を見ていただきますと何が書いてあるかといいますと、それぞれのケースに従ってどういう整備をやらなければならないかということが整備内容でございます。詳しいお話は、今までご説明をさせていただきましたので、時間の関係もございまして細かくはご説明いたしません。240 m^3/s につきましては堤防の補強は必要でございます。堤防の断面がまだ薄いところがございますので、そこについてはちゃんと断面を厚くしましょうということで挙げております。330 m^3/s につきましては、先ほど言いましたように、現在、陸地の部分を少し掘削するだけで対応できる。500 m^3/s につきましては、今の河道を目いっぱい掘削いたしまして、いわゆる人工的な水路みたいな形にして対応するというものが500 m^3/s でございます。D案は、皆さんご存じのとおり、B案とダムの組み合わせということでございます。

その右側に、もしこういう案でしたときに、昭和28年災害相当の洪水が起こったときにどういう被害が起こるのかということを書かせていただいております。これは、ご説明は省略させていただきます。見ていただければありがたいと思います。ただし、これはあくまで城原川の中に集まる水のものでございますので、下の方にちょっと米印で書いておりますけれども、どの案につきましても、いわゆる城原川の周りの平地のところ以降った内水被害につきましては、当然あるかと思っておりますけれども、この中にはその被害は入っておりません。

その右の欄が事業費関係ということで、これは先ほど言いました整備内容に対する事業費を書かせていただいております。D案だけダムの部分が2つございますので、ちょっとご説明をさせていただきますと、上の段の約580億円といいますのは、今までダムの事業費は1,020億円ということでご説明をさせていただきます。この1,020億円のダムの事業費といいますのは、洪水調節用の容量を持ったものと不特定容量を持ったダムをあわせてつくったときのダムの建設費が1,020億円でございます。その1,020億円のうちの洪水調節用の費用分というのが480億円でございます。それに330 m^3/s までの河道整備の100億円を足したものが580億円。それで、下に参考ということで810億円ということが書いてありますが、これは、先ほどの不特定容量を確保せずに、洪水調節用のダムだけをつくった場合ということになりますと少し割高になりまして、洪水調節容量と堆砂容量を治水分だけでつくらないといけませんから、少し割高になるということで710億円、合わせて810億円になりますということでございます。

その右でございますが、事業費に対する負担者はだれなのかということでございます。これは、事業費に対する国県以外の負担の有無ということで書いております。国と県は必

ず負担をいたしますので省かせていただいております、じゃ、国、県以外に負担する人はいないのかというお話がございます。これは、各案につきまして、現在、町道とか県道とか市道とかの橋がかかっていまして、それが今、ピアの間隔がすごく、支柱ですね、支柱の間隔が狭い橋があるかと思えます。それにつきましては、危険なものですから、かけかえなければならぬというのが大前提で今計画を立てております。もし町道であれば、かけかえに当たっては町さんの負担は伴いますということでここには書かせていただいております。これはすべての案に共通でございます。

その右が、いろいろご意見が出ています水源地整備関係でございます。当然、水源地整備につきましてはダム案がない限りはございませんので、D案しかございません。それで、水源地整備の受益者負担と書いてあります。当然これはD案しか対象はございませんけれども、今問題になっております受益者負担というものにつきましては、下流の受益市町村につきましては負担はございますけれども、個人負担はございませんということでございます。

3ページ目でございます。社会的影響までは、ちょっと定量的な部分でございますので、そこまでは説明をさせていただきます。社会的影響につきましては、それぞれの整備事業をするに当たって、家屋移転とか用地買収とかは必要なのかということを定量的に書かせていただいております。これを見ていただければと思えます。

それ以降につきましては、自然環境につきましては、A案の240m³/sにつきましてはさわりませんので、現状のままでございます。B案の330m³/sにつきましては、陸上部を若干削りますので、高水敷を生息場とする生物につきましては一時期影響を受けるであろうと。C案、これは水路みたいな河川にしてしまうということでございますので、高水敷がなくなってしまうということで、高水敷に生息場がなくなります。なおかつ、ガタが上ってこないように、下流の方に潮止め堰、ガタ止め堰を設けますので、完全に干潟がなくなってしまう、あわせて汽水域もなくなるということでの影響がある。いろいろ書いてありますけれども、時間もありませんので、見ていただければと思えます。D案も、当然のことながら、ダムをつくれれば、貯水池の中の自然が改変されるということもございまして、水質の変化に対する影響も考えられます。土砂供給の問題も当然でございます。これも330m³/s河道というものを対象としておりますので、当然これも高水敷に一時期影響を与えるということがございます。

あと、歴史的文化的環境への影響、これは主に草堰ということで見ていただければと思えますけれども、草堰につきましては、基本的には330m³/sまでは大きく影響はしない。ただ、500m³/s河道になりますと、当然掘削をいたしますので、撤去とかが必要になります。撤去すると今度は取水ができませんので、それに伴う新たな堰が必要だということで

ございます。ダムにつきましては、以前、委員からもご意見がございましたように、九州電力さんの広滝第一発電所というものが水没いたしますので、これにつきましては移設が必要になるのではないかとということでございます。

あと、河川の利用でございます。A案につきましては、当然のことながら現状のままでございます。B案につきましては、高水敷が整地されるということで、掘削されて広くなる、使いやすくなるのではないかとということでございます。C案につきましては、500m³/s河道になれば、今度は完全に高水敷が喪失しますので、高水敷での河川の利用ということは全くできなくなるということでございます。D案につきましては、B案と同じかと思えますけれども、高水敷につきましては一部使えるようになるのではないかと。ただし、先ほど桑子委員からもございましたけれども、コンクリート構造物というものができますものですから、景観上の配慮が必要となるということでございます。

あと、水利用への影響につきましては、A案、B案につきましては現状のままでございます。C案につきましては、先ほど言いましたように、草堰を撤去いたしまして、合口堰が必要になりますので、合口堰の管理というものが、新たなルールづくりというものが必要になってくるということでございます。D案につきましては、基本的に河川の中の状況は現状のままでございますけれども、ダムに水をためることによって、河川の維持流量、また新たなプラスアルファの水を安定利用できるということが起こるということでございます。

最後の欄でございます。河川特性・流域特性及び技術的特性からの評価ということでございますけれども、ここにすべての案に共通しているところを書いております。城原川取水量の適正化を要するというところでございます。これは、今までの説明の中で、水利用に関しては、上下流についてちょっと不公平感があるということがございます。下流まで水が届かないというようなことがございます。これについては、適正な水管理をする必要があるということを書かせていただいております。ただ、C案につきましては、全川的に大規模な掘削をいたしますので、河道の維持ですね、土砂堆積とかがどんどん出てきます。上流からも流れてきますので、そういう維持管理をやっていかなければならないということが起こりますということでございます。

これまでが七戸先生からご提案いただいた案でございます。

続けて、4ページ目、5ページ目でございますけれども、この案のご説明をさせていただきます。

先ほど言いました河道プラス流域負担というものが上の2つでございます。これはどうしているのかと伺いますと、参考としては、一番最後の6ページ目に考え方の絵というものをつけさせていただいております。これは、いろいろな意見の中で、野越

しというものを活用してできないのかというようなお話がございました。その中で野越しを活用して計画的に越流をさせることによって下流への負担を軽減させる案、要は川の水を宅地とか農地の方に引き入れて川への負担を少なくしようというような案でございます。それが上の330m³/s河道プラス流域での減災対策。当然これは計画的に水を入れますので、整備としましては、家がつかつては大きな被害になりますので、家の周りには輪中堤とか、集落単位であれば輪中堤とか、個々の家が離れている場合には家そのものをかさ上げするとか、そういうようなことをやらなければいけないのではないかと。また、計画的に氾濫しますという計画を立てますので、ここに書いてありますけれども、そういう氾濫防御対策をしない区域、具体的に言えば農地と川ですね、現在、農地であるようなところにつきましては、災害危険区域の指定をしなければならないのではないかと。ということでございます。あと、減災のための、これは水の勢いを緩めるための受堤とか樹林帯の整備をしなければならない。また、氾濫した水を今度は下流の方にうまく被害を少なくするために流していかなければなりません。要は、馬場川とか田手川の方に水をポンプで上げて入れて下流へ流すというような形をとらざるを得ないということでございますので、そのポンプとか、馬場川、田手川の改修がさらに必要になるというような考えでございます。330m³/sと500m³/sの考え方は基本的には同じです。現在の城原川の河道を330m³/sで整備するか、500m³/sで水路みたいな形にするかということで、拾い切れない分をどれだけ氾濫させるかという違い、要は氾濫させる量の違いでございます。

まず、上の2つと下の2つを分けてご説明をさせていただきますが、今、流域での減災対策をする部分について昭和28年規模の災害が来たときにつきましては、ちょっとこれはまだ我々も定量的な数字を出し切れれておりませんものですから、ここに定性的に書かせていただいています。ちょっとお時間がないようですので、先ほどのA案からD案の見方と同じような形でこの表を見ていただければと思います。ただ、上の2つにつきましては、先ほど言った流域負担を考えた案ということです。下に引堤案と遊水地案というのがございますけれども、引堤案につきましては、全部を川で受けとめる、そのかわり大規模な引堤をしなければならないというのを今までの委員会の中でもご説明をいたしましたけれども、そのときのリスク、メリット、デメリットを書かせていただいています。一番最後の遊水地案につきましては、330m³/s河道プラス遊水地ということで、今度は先ほどのD案の遊水地バージョンということでのメリット、デメリットを書かせていただいております。そういうような見方で見ていただければと思います。

以上です。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

幾つか質問もあるかと思いますが、10分間休みにしたいと思いますので、私の時計では

1分前ですけれども、3時10分から再開をしたいと思います。

古賀委員 だから、今、事務局に質問したい人は休憩時間のときにしてもらえばいいんです。

荒牧委員長 何か不明な点がありましたらまず聞いておいていただいて、後で不明な点はまた全体としてもお聞きしますので、多分この判断を迫られるでしょうから、10分間休みをとっている間にも事務局にお聞きになっていただければと思います。

それでは、3時10分より再開いたします。

(休 憩)

荒牧委員長 それでは、委員会を再開いたします。

今、事務局から、2ページ、3ページをワンセットとして、それから4ページ、5ページをワンセットとして、全部で8個の考えられる案についての事実関係、あるいは特徴、リスクといったものを挙げていただきました。これを参考にしながら、それぞれのご意見を、問題点あるいは考えるべき点というのを付加していただきたいと思います。これは当然全部を網羅したものではありませんので、むしろこの中にどんどん意見として補充し、つけ加えていくことで議論を深めていければと思います。ですから、それぞれの立場で、問題点、あるいはまだこんなリスクがこれにはあるとか、あるいはこんな点に質問があるとかということをいろいろ委員の立場で発言をしていただいて、そして意見交換をしていきたいと思います。ですから、委員の方がおっしゃったことに対して、また委員の中からでもどんどん質問を出していただいても構わないかと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、ご意見をいただきたいと思います。

蒲地委員 先ほど説明していただきました中で、4ページの流域での減災対策と一番下にございます遊水地案、この区別がちょっとよく理解できませんので、申しわけございませんけれども、どういう対策でどういうふうになっているのか、この違いをもう一回説明していただきたいと思います。

荒牧委員長 いいですか。そこだけは確認のためをお願いいたします。

事務局(飯田) 説明に不手際がございまして、申しわけございません。ちょっと6ページを見ていただいてよろしいでしょうか。6ページ目の絵がちょっとまずうございまして、氾濫原整備といいますが、先ほどありました流域で減災対策というのは、ここに受堤の整備というところがございまして、その受堤の下流側の家には浸水していない絵になっております。これは、どちらかという、イメージ的には遊水地の絵になってしまっております。遊水地というのは、こういうふうにポケットを、こちらの模型の方にも色をつけておりますけれども、そういう特定の場所に池を設けて、水が引いたときにはポンプなりなんなりでまた川に戻すというのが遊水地でございます。

それで、先ほどご説明しました減災対策というのは、この絵の受堤のところが途中までしかございません。これはあくまでも水の勢いを抑えるという役目がございます、水の勢いを緩めながら下流にどんどん氾濫をさせていく。これは、正式には、下流側の家なんかは水につかっておりませんけれども、そこもつかるといことで、下流にずっと氾濫させながらいくというのが減災対策のやり方でございます。

荒牧委員長 どうぞ、古賀さん。

古賀委員 4ページからあとのものは、これは俗に総合治水対策の中の技術であって、むしろ国が直轄事業としてやるには、もう少し密集度の高い、それも規模の大きい都市が存在しているときに使う対策だろうと思うので、この4ページから後というのは、神埼に対しては、今、消せと言って消しましたけれども、やはり専門家としては実現困難ですから、選択肢からは排除した方が手っ取り早いと思いますけど。

荒牧委員長 多分、専門家の方はそうおっしゃるでしょうが、例えば野越しの問題とか、この中で議論が十分済んでいないものもありますね。その中で、古賀さんが言っているように、それを対策と呼ぶかどうかはともかくとして、それが引き起こすであろう現象というか、それは、むしろこの5番目、6番目のいわゆる減災対策の方を見ながらやると理解しやすいという面はないですか。それを対策と呼ぶかどうかは別ですよ。ただ、少なくとも今野越しがあって越流させて、そしてそれをずっとじわっと広げていく、そのときには、それをこの城原川の中で受容するとなると、例えば家屋を上げなければいけないとか、輪中の対策をとって学校とか病院とかを守らなければいけないとか、そういうものをイメージするには使えませんか。

古賀委員 ですから、最終的には、費用対効果からいって、恐らくここで意思決定しても国の財政の方でひっかかってくると思います。

荒牧委員長 それはいいんですけども、この議論の中に野越しの問題とかがあるわけですね。

古賀委員 こういう絵では野越しというのは多分存在していないと思います。堤防の高さは低いかもしれないけれども、相当破堤しないようにしないとイケませんから、恐らく堤防の幅を相当広くするようなことまでやらないとまずくなると思います。

荒牧委員長 言いたいことは、この案が、この案というか、このペーパーの中の文章が貴重なのは、いわば城原川が持っている野越しというものを現状のまま残したときに、一体それがどういうふうなものを引き起こすか、また対策……

古賀委員 そういう意味では、既にここにこうやって出てきたわけですから、出てきた段階で私はこの資料の存在意義はあると思います。ただし、これからあと2回の議論の中では、これを早目に落とした方が議論の集約が早く進むのではないかとということです。

荒牧委員長 ちょっとだけそこは待っていただけませんか。し残したことの1つに野越しがあって、それは、桑子さんがおっしゃったように、歴史的なものであるとかということの意見がまだ残っているんです。しかし、それを採用するとなると、ここで言われている、流域が受けるというものとほとんど同じことを考えなければいけないんでしょう、議論としては。野越しを残して越流させていくということを積極的に利用すると、流域減災というんですか、それで使う手法を使わないといけないということにはならないんですか。

事務局（川上） 考え方を若干補足させていただきますけれども、前者の方は、河川管理者は、28年災害みたいな大きな洪水に対応すべきという考え方なんです。しかし、地元の方々は、現状のままで大丈夫だと。しかし、専門家が見れば、今の集中豪雨とかで危ないのではないですかと、こういうところがあります。そうすると、仮に現状のままとなったとしても、大きな洪水が来たときにリスクをどう回避するかというのが残るわけです。それで、昔、成富兵庫茂安公は、当時の財力に応じた治水施設、要するに全部大きな洪水に対応する堤防を築けなかったものですから、あふれるという治水の思想が入っているわけです。そのかわり差別的な結果を伴っていますけれども、同じように今日的に考えれば、計画の規模は、我々が、できれば28年対応があった方がいいのではないですかと提案していますけれども、どうしても現状となったときにリスクがありますよね、大きなのが来たらどうなるのか。どこが切れるかわからないと。切れたときには、勢いが強くて、そこが人家のところだったら人が亡くなる可能性もあるわけです。そういうリスクはやっぱりまずかろうと。そうしたら、リスクの回避をどうするかという話があるわけです。そのときに成富兵庫茂安公の治水思想を配慮すれば、あふれても問題ないようにするということで、勢いをとめるために野越しの周辺にきちっと樹木を植えるとか、これが江戸時代の治水思想なんです。そういうことをやった上で流域で負担すると。しかし、負担をするに当たっても、家屋が水につかると大変だろうということで、ここに輪中とか、家屋を上げるとか、そのかわり、それは氾濫がずっと広範囲に及びますから、今関係されている市町村だけではなくもっと広く及ぶ可能性があるわけですね、低平地ですから。そうすると、関係者がまた広がっていく可能性があるわけです。だから、そういうふうなことはあるけれども、野越しという昔的な、治水的な思想を今日的に入れるとすればこんなことかなということ、ちょっと議論が漏れたものですから、それをちょっと入れたと。しかし、今、古賀先生が言われるように、今の状況では非現実的ではないかというご意見があったと、こういうことです。

古賀委員 成富兵庫の話を出すんだったら、いわゆる野越しのところのこぼれたところには家がなかったわけです。今は少々安全になったからということで宅地化が進んでいるわけです。だから、昔の野越しと今の野越しを同じ次元で評価すること自体がもともと

かしい。だから、極端な話、昔はリスクはゼロだったわけです。今はリスクが物すごくふえているわけです。そこをまずきっちり判断しておかないとおかしいはず。

事務局（川上） おっしゃるとおりです。ですから、先生が言われるとおりでありまして、もうちょっとつけ加えると、そういう治水思想ですと来ていないものですから、土地利用が全く違った次元に進んでしまったわけです。ですから、野越しの近くに新興住宅が建ったりとか、そういう状態が今の流域になっていますから、先生が言われるように、現状ではなかなか難しいのではないかと。

古賀委員 だから、文化的な価値というものを認めるならば、少なくとも野越しの後ろというか、いわゆる堤内地側に人が住んでいないとか、そういうところだったら、恐らく議論がもう少し進むんだと思うんです。もしそういう議論をするんだったら、人命にかかわるリスクをきちんとてんびんに載せて議論しないといけないけれども、それはできないでしょう。

事務局（川上） だから、これがいいと推奨しているわけではなくて、議論の漏れがあったから代替案を出しただけです。ちょっと説明が不足しましたから、先生のご指摘のように、現状では確かなかなか難しい状態になっていると。

古賀委員 ですから、私がさっきから言っているのはその事実を出しなさいということです。

荒牧委員長 では、桑子さん、お願いします。

桑子委員 野越しのことですけれども、すべての野越しに川上副知事がおっしゃるようなそういう効果があるとは思いませんが、例えば三千石堰のところにある野越しに関しては、その上流側といいますか、付近に人家はありませんので、個々の野越しに応じて議論することは十分可能なのではないかと。むしろ、城原川の治水思想の評価ということで、この城原川ダムを議論するときにも佐賀平野の水文化の意義というのが問われているわけです。それは、江戸時代の古い思想であるというような形で片づけてしまうのか、あるいは先人の知恵を生かすような形で少しでも生かすような努力をするのか、そこが問われていると思うんです。特に城原川に関して、川の日ワークショップ等で私は審査員等をおりますけれども、河川にかかわる人たちの熱い思い、城原川に注ぐ熱い思いというのは、それは日本の河川が持っていたリスクの管理ということですよ。日本の文化というのは、ある意味で洪水と渇水に対する管理のための文化というふうに言えると思うんです。これを今我々がどういうふうに評価するかということが問われていると思うんです。その辺をどういうふうに評価するかということが全国の河川にかかわる人たちの注目の的になっているということを委員の皆様も十分ご認識していただきたい。これは、委員だけではなくて、国交省の方々もそうですし、佐賀県の河川管理の方々もそうだと思います。

荒牧委員長 今言われた問題は、古賀さんが言ったみたいに、具体的な事実の問題対策になり得るかどうか。それから、費用の問題等は、膨大な費用がかかるのではないかと予感しているわけでしょう。だから、例えばかさ上げをしないと現時点における野越しのその思想が受け入れられないとかということまで含めてここにまとめてあると思うんですね、リスクとして。桑子先生も、結局、歴史のことは理解できるけれども、そのことを受け入れてなお、どういう対策がそれを受け入れるために必要であるかというところまで議論してほしいわけです。そうしないとお互い同士が合わなくなってしまうから、こういう議論になってこないと言いたい。先ほど反論してくださいと言ったのはそういう意味も込めてありますので、そういう思想を受け入れるときにはどんな具体的な策が必要であるかということは、プロに聞かなければいけないかもしれないということもありますので、ここで古賀さんが言ったみたいにすぐ消すというんじゃなくて、その議論は残るだろうと思ったので、今、桑子さんが言ったみたいなことが残るだろうと。しかし、桑子さんが言ったみたいに、それを歴史的な遺産として受け入れていくためには、これだけの策を講じないと今の新しい時代では成り立たないんだということもお互いに理解していこうと、そういうことで進めていただけませんかでしょうか。ですから、古賀さんには、ちょっと違うかもしれないけれども、すぐには消しませんということとさせていただきます。

古賀委員 はい。

荒牧委員長 小宮さんの方から先にいきます。

小宮委員 治水対策として、ダムと河道整備で28水までは抑え込めるということについては、ずっと学習してきて、なるほど、そうだなというふうに思っています。ところが、28水という、いわゆる降水量というのが、今のような雨の降り方で大丈夫なのかなと、そういうふうなことを考えたときに、どうしてもあふれるということがあるんじゃないかと。そういうときに人命ということを見ると、今度の被害あたりでも、土石流とか、あるいは破堤というのが一番怖いわけです。そういう中で、考え方としては野越しみたいな考え方はあるんじゃないかというふうに思っているわけです。それで、環境を考える場合に、今まで川を抑え込んでいたけれども、今度は人間が少し引いて考えるということが必要じゃないかと。自分の住んでいるところの安全を人間が確保する、そういうときに河川を抑え込むだけで本当に安全かなというふうな気がしています。

ですから、私としては、D案というのは、確かに28水までは安全でしょうけれども、犠牲もかなり大きいわけです。いわゆる仁比山の溪口部、あそこの文化的な道路ですね、今まで人々が行き来した道路とか、あるいは広滝の発電所とか、あるいは九年庵あたりまで影響するかなというふうにも考えるし、仁比山神社はどうなるかなと。そういうことで、ダムについてはもう少し考慮する必要があるんじゃないかというふうに考えています。

荒牧委員長 では、佐藤さんの方から先にいきましょう。

佐藤悦子委員 私も小宮さんと同じ意見で、この減災対策というのは、歴史的な価値というよりも、物すごく近代的な考え方ではないかと思うんです。水の恩恵もみんなを受けて、リスクもみんなを抱えようというのが流域ではないかと思うんです。幾ら水を抑え込んでも、さっきおっしゃったように、どういう雨が降るかわからない。この前、時間当たり135mmという集中豪雨がありましたけれども、城原川の上流でそういうことがまる1日起こらないという可能性はないんですから、私たちは災害が起こるということを前提に考えなければいけないと思います。

そのときに、今、流域を見てみると、上流の方は、それこそ30年間ほったらかしにされた方々が、コミュニティという一つの大切な生きていく場所を分断されたような思いで暮らされているし、中流を見てみますと、神埼町は、水の利用の面でかなり下流のことを考えずに、管理をしないまま堰をあけっ放し状態で城原川の水を取水されている。千代田町に至っては、農業用水としての必要がないため、城原川でのそういう現状に対して、昔だったらかまを持って行って堰を崩したけれども、今はそこまでしてけんかするほどでもないけれどもおっしゃいますが、家の周りのクリークが腐っていて精神的ないらいらが募っていて、そういう状態。もっと下流域の蓮池の方に行きましたら、千代田町が神埼町に対して思っているのと同じことを蓮池の方は、千代田町の方にも思っていらっしゃる、神埼町の方にも思っていらっしゃる。地域が完全に分断させられているということを強く感じました。

それで、このままダムを建設したとしても、治水の面で、さっき言いましたように、どういう雨が降るかわからない。ダムがあるとして安心したおかげで時間稼ぎができたはずなのに、かえって家の中で水死したお年寄りが出てみたり、ダムそのものの安全性というのは、治水面では限界があるというのを私たちは勉強してきました。今度は利水面でどうかというと、さっき言いましたように、管理されていない水の取り方をされたら、結局は下流に恩恵が来ません。みんな自分たちのことばかり言って、川全体のことを見ようとしていない流域が残っていくだけという印象を強く持っています。今、私たちが流域としてしなければいけないことは、この川を山から出て海に注ぐ一つの動脈と考えて、この流域に住む私たちが、安全面はどうしたらいいのかとか、水をお互いに分け合うにはどうしたらいいのかということをしっかり考えなければいけないということを提起されているのではないかと思います。

さっき佐藤さんがおっしゃいましたように、私たちがこれを考え始めたのはつい最近です。よそのこととして、上流のこととして、なかなかダムが認識できないままでいました。1年間で結論を出すということはとても難しいことです。でも、この委員会は結論を出さ

なければいけないけれども、私たち流域住民は本当に今からスタートしなければいけないという意識をとて強く持っています。下流域で、ダムができたとしても、それに本当に感謝できるというのは、みんなが城原川を考えて、そのリスクと恩恵をしっかりと受けとめたときに初めて感謝できるものであって、今の状態で感謝できる人は恐らく少ないと思います。今思っている概要です。

荒牧委員長 佐藤さん、1つだけ確認させてもらいたいんですが、さっき小宮さんが言われたのは、もしかしたら私の誤解かもしれないけれども、 $690\text{m}^3/\text{s}$ については学習してきた。それでもなおまだ降ることはあり得る。そうすると、それについては、破堤ではなくて、何らかのそういう、みんなが負担するという仕掛けをとられたような気がしたんだけれども、私の誤解でしょうか。野越しというよりむしろ越流堰みたいなものになって、僕はコンクリートで固めないとなかなか難しいと思うけれども、そういうふうな構造物で、それ以上来たらあふれさせよう。 $690\text{m}^3/\text{s}$ まではいろんな方法がありそうだと。もちろんダムでしょうけれども、そのことをやった上で、それでもなおかつ来るだろうと。佐藤さんが言われたのは、B案ぐらいなのかもしれないけれども、あるいは後ろの方にある4ページ目の案、すなわち $330\text{m}^3/\text{s}$ が環境に影響のない範囲内でまずやって、そしてあとはあふれさせよう、しかしその頻度は上がるよということをおっしゃっているのかなという気もするんです。しかし、利水の面でもダムは、どうせダムをつくって水をつくっても分配がうまくいかない、だから余り信用できないと。要するに、千代田までおりてこない、蓮池までおりてこない、そんなことをおっしゃったんだと理解していいんですか。

小宮委員 私はそのとおりです。

荒牧委員長 小宮さんはそれでいいですか。

小宮委員 はい。

荒牧委員長 では、佐藤さんにまずいのかどうかちょっと確認を。

佐藤悦子委員 私もそのとおりです。ただ、この $330\text{m}^3/\text{s}$ プラス流域での減災対策というものが、歴史的な意義があるということだけではない考え方があるんだということをおっしゃったんです。

荒牧委員長 だから、ある意味で言うと、これには対策が書いてあって、上げるとか、輪中堤をつくるとか、いろんなことが書いてありますけれども、それなしでも引き受けるべきだとおっしゃっているんですか。

佐藤悦子委員 なしでというよりも、その中で住民がずっと対策をとっていかなければいけないと思っています。

荒牧委員長 では、住民自身の手でやろうとおっしゃっているんですか。

佐藤悦子委員 もちろん、行政の中でしていただくことと自分たちができることには限

界があると思います。

荒牧委員長 古賀さんがさっき警告みたいに言ったのは、それを全部積み上げていくと膨大な金額になって、ほとんど実現の可能性がないのではないかと。例えば、もういいということで自分たちが引き受ける。私は久保田に住んでいますけれども、50cm以上の盛り土をしてはいけないという規則があって、みんながつかるときはみんなつかろうという思想なんです。もちろん、自分のお金でやればできるんです。けどしないということの思想になっていますけれども、それは引き受けるという思想なのか。意図的にここをこういうふうに越流させようということをやるのであれば、そこについては何らかの措置をとる。しかし、勢いがなくなっても、ほかのところにはずっと浸透していきますけれども、そのことについては自分たちで引き受けるとおっしゃっているのか。

佐藤悦子委員 そういうコンセプトが今から必要だということだと思います。

それとプラス、千代田町あたりは昔から内水被害が多くて、地域の区長さんあたりにお話を伺っても、1回、2回水につからないと夏は来ない、梅雨は明けないというくらいの生活のリズムでしたし、それから稲は一回水につかった方が病害虫が死んでよく育つとおっしゃる区長さんもいらっしゃいました。そういう生活のリズムの中で今までやってきて、もちろん大きな雨が降らなかったという幸運もありますが、何百年もかけて暮らしてきた住民のそういう知恵というのも、社会的な財産として無価値と言えるものではないと思います。

荒牧委員長 では、先に古賀さん。

古賀委員 今のお話を伺って、多分、七戸先生の話に戻るんですけども、すべて将来起こり得るであろうことをリスク、私の言っているリスクはお金ではありませんで、人の命です。もし起こってはいけないことが起こったときにどれぐらいの方が亡くなるかということをよく理解された上でおっしゃるんだったら、私は何も申し上げません。ただ、そういう意味で、川が氾濫するのと内水で被害を受けるのではリスクが何せ、オーダーが違います。そういう意味で、昔の野越しには2つのいいところがあったと思うんです。いわゆるここは危険だから住むなと。2つ目は、そこに水をこぼすことによって下流を救う。それが一体になっていたわけです。逆に言うと、今は、その技術をここに使おうとすると、相当の人が川の近くまで来ておりますので、むしろ野越しのあったところのリスクがかなりふえていますので、私はとてもじゃないけれどもそういうことは勧められません。ですから、野越しに対して、その文化的な価値も含めてですが、いろんな価値を含めて残したいとおっしゃるならば、そのリスクのところを十分理解した上で選択されるんだったらそれでいいと思いますが、ただ、私は専門的な立場からいえば、それはよく吟味してから考えてくださいと言わざるを得ないです。というか、私はしない方がいいと思います。

荒牧委員長 まだそこら辺についての議論が必ずしも、野越しは結局重要だと、初回、2回目、3回目ぐらいのときに議論したきり、いわゆる防災機能とは言わないかな、その一つの機能として、今、古賀さんが言った、何を引き起こすかという議論、資料というのがまだほとんど出されていないですよ。

古賀委員 というか、リスクの少ないところで地域の方の思い入れがあるんだったら、むしろそれは……

荒牧委員長 有効な手段。

古賀委員 ええ。いい方法だろうと思います。ただし、今まで写真とかを見せてもらいましたけれども、それを見る限りにおいては、そういうところはありますか。ちょっと余り自信がないんですけどね。

荒牧委員長 では、竹下さん、お願いします。

竹下委員 この公募委員を引き受けたときに、この委員会の中でいろんな知識を得て、それに対して私の意見を言って議論に参加することが仕事だと思って引き受けさせていただきましたので、総合的な私の考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず、治水に関しては、どのような雨を想定して治水対策を施すかが最初の出発点になります。城原川流域に実際に住んでおられる皆さんにとって、自分の住むまちの治水に対する安全度が低くていいとおっしゃる方は少ないと言っていいのではないのでしょうか。最近の福井や新潟の洪水による被害を見て、それが自分の地域に起こってもよいと考える人は少ないと思います。ただ、治水という目的を達成するための方法論についてはいろいろあるでしょう。私も当初、公共事業に対してこれほど厳しい意見がある中で完璧な治水を求めなくても、一生に一度ぐらいの床下浸水ぐらいは容認してもいいのではないかと、そういうふうな考えを持った時期もありました。今日出てきた氾濫原みたいな、そんなイメージなのかと思います。ただ、そういう目で水害の現実を見たときに、例えば床下にたまった泥の搬出や残った泥の悪臭、またそういうものに対する対策など、実際に洪水を体験した人でないとわからない苦労があることも少しずつわかってきました。それで、筑後川水系の治水対策が昭和20年水害の降雨を対象に計画されているのであれば、当然、城原川についても同程度の治水を目標として設定してほしいというのが、地域住民の最終的な総意ではないかと私は考えます。

それで、これからは28災に対する治水対策を念頭に置いて私の話を進めさせていただきます。この委員会の最初に、整備計画の目標を例えば家に置きかえて、最初は小さな家を暫定的に建てて当座をしのぎ、その後増築するという方法もあるという提案がありました。例えば、計画高水流量 $400\text{m}^3/\text{s}$ を当面の目標として治水対策を進めるとします。それが完成した時点で改めて議論して将来の治水対策を検討するという案を今回決定したとして、

そしてまた20年後、30年後に再度議論した結果、690m³/sの治水対策が必要であるという結論になれば、例えばダムならば、言ってみれば、高さ50mぐらいのダムをつくっておいて、改めてまた100mのダムをつくらうかという話になるのではないのでしょうか。つまり、当初予定していなかったわけですから、技術的なことを考えると、50m継ぎ足すというわけにはいきません。当然、50mのダムを壊してから100mのダムをつくることになります。このようなことは、治水対策として、ほかの選択肢である河川の拡幅や遊水地を選択したとしても多かれ少なかれ起きることであって、多額のむだな経費が費やされる、そういうふうに考えました。このようなことを考えれば、当初から最終整備目標を定めておいて、それに向かって順次整備を進めていく必要があると思います。その整備目標としては、先ほど述べましたように、筑後川の改修目標である150年に1回の雨を目標にすることが住民の総意に近いと私は考えています。

次に、治水対策の方法ですけれども、ダムや河川の拡幅、遊水地などさまざまな方法があることが紹介されました。どの方法を選択するかは、どの方法が最も経済的で、なおかつ環境に対する影響が少ないかということです。今の環境をできるだけ変えないということであれば、遊水地が最も有利な方法であると考えました。遊水地は周りに堤防や水門をつくるだけであって、遊水地に洪水対策で水を引き込むことがまれであれば、その地域の家屋がなくなったとしても、井上委員が調査してくださったように、豊かな植生が見られる農村空間であり続けることができます。ただ、これは私もよくわからないんですが、もし頻繁に洪水の水を引き込むようなことになれば当然耕作はできないわけですから、荒地地になってしまうだろうと、そんなふうを考えました。

そこで、治水の方法に遊水地や河川の拡幅という案があることを念頭に置きながら、先日、現地をゆっくり歩いていろいろ考えてみました。例えば、JR北側の城原川右岸に遊水地を建設するとなると、城原川でも上流の地域であるため、地面にかなりの勾配があります。遊水地を囲む堤防の下流側が相当な高さになることがわかってきます。そのため、委員会で示された案でも、遊水地を上流側と下流側の2つに分割してあるようです。ただ、それでも相当の高さになると思います。

それと、想定しておられる堤防の線に沿って現地を歩いてみました。集落によっては、堤防に三方や四方囲まれる地域があります。周りを高い堤防で遮られて景色が見えなくなってしまいます。遊水地建設に伴って家屋移転140戸程度を想定しておられますが、とてもその数では済まないだろうという印象を受けました。また、周りを堤防で囲むとしても、その堤防は完璧とは言えません。もし万が一堤防が決壊した場合には、遊水地には大量の水があるわけですから、遊水地下流の被害は甚大なものになります。この前紹介された巨勢川調整池や牟田辺遊水地を見てきました。これらの遊水地を見て、遊水地とは、本来、

雨が降れば冠水しやすかった低い土地を何が何でも守ろうとする発想を転換して、もともと低い土地であったのだから、その土地をいわば犠牲にして他の優良な土地を守ろうとする発想であると私は考えました。それに対して、今想定してある土地は素晴らしい環境を持った地域であって、遊水地という着眼自体が希有なことであり、遊水地としてはふさわしくないと私は最終的に判断しました。

次に、河川の拡幅に関してですが、まず第1点に、河川のそばにあれだけの家屋が存在して多くの橋梁がかかっている中で、河川の拡幅は流域の市民生活に多大な影響を及ぼすことが予想されると思います。

第2に、河川の拡幅を実施すれば草堰の撤去が必要になります。草堰を撤去すれば、その代替えとして、上流に取水するための堰を設けて、そこから兩岸の堤防に沿って新たに用水路を建設する必要があります。土地改良事業で建設された既存の水路を利用すればいいとの意見もありますが、しかし城原川の兩岸の集落はもともと周りよりも地盤の高いところにあるため、取水口から斜めに延びた、他の地域よりも一段高い水路から環境維持用水が供給されているところがたくさんあります。このような状況を考慮すると、新たなバイパス水路が必要となります。事務局の説明では、その費用はこの委員会で示されている事業費の中には含まれていないとのことですので、新たな投資が必要になります。

第3に、有明海の干満の影響を受ける感潮区間は浮泥が堆積するため、河口に堰が必要になります。堰の設置によって汽水区間が失われて、そこに生息する動植物に多大な影響を与えます。また、河口堰設置により汽水区間の浮泥の堆積は防げますが、当然、堰の下流においても浮泥の堆積は起きることになります。私も仕事柄、浮泥の除去にかかわってきましたが、浮泥の堆積するスピードは想像以上で、かなりの経費を投入して浮泥を除去しても1年後にはもとの状態に戻っています。というよりも、浮泥が堆積するのが有明海そのものであって、その浮泥が有明海の豊かさの源ですから、当然のことであると言えるかもしれません。それに逆らって河川の断面を日常的に維持管理しなくてはならず、流水断面を確保するのは大変なことです。

第4に、広い川幅とゆったりとした河川敷に恵まれ、かつ十分な水量があれば、河川としては潤いある空間となるでしょう。しかし、拡幅された河川においても、現状と同じ水量であれば、現在でも流量が少なく、下流では川としての形態をなしていないとの不満があるのに、拡幅した場合、まさに水なし川のようにになってしまうのではないのでしょうか。このような現状を考慮すれば、河川の拡幅という案は現実的ではないと考えます。

次に、ダムによる治水について考えてみました。住民説明会では、ダムによる環境破壊に対する不安が多くの住民から述べられました。環境に関しては、現在の環境を変えないことにどうしても議論が集中しがちです。私が前にも申し上げましたように、我々が大切

にしたいと思っている環境というのは、我々自身がなれ親しんできた幼いころの環境に目が向きがちです。ただ、我々がなれ親しんだ環境は、我々の先祖が嘗々ともともとあった自然環境を変えて、人間にとって都合のいい環境につくり上げた結果であって、我々はその歴史的な過程の一時期に住んでいるだけだと考えています。

では、理想的な環境とはどのような環境を想像すればいいのか。私は、現在の自然環境をただ守るだけでなく、例えば50年後、100年後に我々の子孫が暮らす環境としてどのような環境が理想的であるかを考えてみたいと思います。それは、例えば1年の自然のサイクルの中で、ある時期は自然に負荷を与えても1年たてばもとの状態に戻っており、一定のサイクルの中で回り回ってまた同じところに戻ってくるような、そういう自然の状態が理想であると考えます。そして、その地域に適した豊かな植物や動物がすめる環境が、求められる将来の姿ではないかと考えています。自然が1年のサイクルを繰り返しながら好ましくないある特定の方向に向かうことのないように、後戻りできる程度の負荷しか自然環境に与えないことが大事であると考えています。ダムという選択肢を選べば、ダムに水没し、なれ親しんだ環境から新しい土地に移らざるを得なくなる人たちがたくさんいることは事実です。しかし、遊水地を選択しても、また河川の拡幅を選択しても、ダムのケースよりも多くの家屋が移転を余儀なくされます。そのことを考えれば、水没地の皆さんの苦勞は察するに余りありますが、ダム湖の水質対策やダムにたまる砂の有効な処理方法、またダム周辺の豊かな自然環境の創造に意を注ぐことによって、ダムは有効な選択肢になると考えています。

次に、利水についての考えを述べます。

荒牧委員長 竹下さん、そこで一回とめていただけませんか。いいですか。

竹下委員 いいです。

荒牧委員長 今、治水のところまで終えてもらったんですが、主として治水のところから議論になってきますので、今のことに反論、あるいは具体的な問題点等も含めてみんなで議論していきたいと思います。

では、古賀さんの方からいきましょうか。

古賀委員 環境の話がこの委員会で出てきていないんです。あわせて、今日、水利用の話も出てきましたが、河川の中の環境を考えると、水利用ですね、いわゆる川の水がどういう状態かということを見ると、問題分析がまだ十分なされていないように思います。それで、利水についても、この表でいくと、現状のままと書いてあるんですけども、これは表現は正しいんですが……

荒牧委員長 ちょっと教えてください、どこのことをおっしゃっているのか。

古賀委員 水利用への影響です。

荒牧委員長 ちょっとページを。

古賀委員 3ページです。私の頭には4ページ以降はありませんので。

現状のままと書いてありますけれども、これは何が現状のままかということをおきたいと思います。水利用については、利水上のいろんな問題が現状のまま続きますということをお聞きしたいです。この城原川の流域も受益地区もそうなんですけれども、いつか出てきたと思いますけれども、広域利水ですね、要は嘉瀬川筋と筑後川筋が一体となって利水は動いています。水利用への影響というものをこの城原川筋だけで議論しているというのは、やはり私は不公平だと思います。もともとこの利水上の問題というのは、問題の重みからいけば、多分、嘉瀬川筋の方が深刻なはずなんです。要は、山が浅くて低平地が多いわけですから、普通オールジャパンで、ほかの、例えば本州の専門家から言わせると、佐賀はよく水が回っていますねと不思議がられます。ということは、我々人間というものは、佐賀の人たちというのは山から来る水を一滴も漏らさず使い回している。これは何を意味するかといったら、自然のいろんな生き物たちに迷惑を相当与えているわけなんです。ここは余り出てきませんが、嘉瀬川筋でクリークの生態系とか、あそこにはいろんな生き物がいると言っていますけれども、私は、生き物たち、魚たちに聞けば、あなたたちがこんなわがままをやっているから、私たちはここまで追いやられてきているんだということをお聞きしたいです。本当に環境のことを考えるんだとしたら、その水の使い方ですね、それも全流域に、要するに筑後川から城原川、嘉瀬川までにわたって不公平がないように、そして生き物たちから見ても、まあ、しょうがないかと言ってもらえるぐらいのことをしておかないと、環境とか、いろんなことを議論する資格がないんじゃないかなという気がしています。

荒牧委員長 だから、水利用への影響で現状のままというのは、必ずしもよい状況が維持できるという意味ではないという意味ですね。

古賀委員 はい。

荒牧委員長 少なくとも問題をいっぱい抱えたまま現状のままだということにすぎないということですね。

では、藤永さん、お願いします。

藤永委員 私もちょうど意見を述べさせていただきます。

今日提示されました工法ですね、地域の認識という話があります。この中身からずっといきますが、一番最初のスタートの時点での対策の選択肢で、安全と見るか、危険と見るかというところでまずスタートが決まってくるんじゃないかなと思うんです。現状では、実際に起こった場合の危機管理が、行政に関しても住民に関しても対応ができていない。要するに、情報とか、避難体制とか、災害時の対応とか、災害の具体的現象などの想

定、あるいは組織形態、保険とか、責任とか、その責任の所在とか、そういうところがほとんどまだ何もできていないという段階では、やはり今の段階では危険だという考え方を当然していかないといけない、何かをしていかないといけないということを考えております。最近の気象とか日本の災害の状況を見ますと、今の河川では災害が発生する可能性というのは非常に高い。ですから、治水に対する何らかの備えがまず必要であるという前提で物を考えていかないといけないんじゃないかならうかと思っております。

それで、今お話がありましたように、城原川というのは人とのつき合いの中で作り上げられた川ですので、今後も維持管理、更新というのは人がかかわってやっていかなければならない。人間とのつき合いの中で現況の河川が存在し、形とか規模とか水量も、上流、中流、下流の利害、自然と人とのつき合い方というのはそういう利害の中から生まれてきたのではないかと思っております。特に人と自然のつき合い方というのは今後もずっと継続していかねばならないので、自分たちも安全、安心の気持ちを持ったつき合い方をしていかないといけないと思っております。住民懇談会の中で多くの方が述べられましたように、城原川の治水に関する不安感というのは少しでも解消すべきだと私は思っております。これからのつき合い方を考えていけば、これを大幅に変えていくというのはちょっと大変じゃなからうか、住民の合意もなかなか得られないんじゃないかということで、スタートで何かをやっていかなければいけないという話になりましたけれども、住民の合意とか、今の体系を変えるためには、現河川幅での河川改修といいますか、 $240\text{m}^3/\text{s}$ を大幅に変えない、それからスタートしていくべきじゃなからうかと思っております。

それで、その中に $330\text{m}^3/\text{s}$ という話がありますけれども、野越しとのバランスはこれでも変わらないし、あるいは生態系とか今までの地区の水利用という観点からもほとんど変わらない状態ではなからうかと。これをベースにまず考えていかないといろんな問題が出てくるんじゃないかならうかと思っております。 $330\text{m}^3/\text{s}$ 以上の場合は、もちろん河川の大幅な改修が必要です。当然、草堰の撤去や河川のコンクリート化とか、そういう話がありますけれども、これは自然環境と社会環境に大きく影響してくることになりますし、平成9年に改正された河川法の趣旨とは全く相入れないような感じになってくると思っております。

この場合、流量を確保するためには、例えば大きな川をつくるという話になりますけれども、リスクというのは、さっき竹下さんがおっしゃったような形でいろんなリスクがあると思います。結果的に、現河川の流量を制御する方法として、ダムとか調整池、あるいは放水路、分水路というのがあると思いますけれども、調整池にしても、被害箇所を固定している今の野越しの応用にほかならないんじゃないかと私は思っております。それで、分流とか、そういう問題も、今のリスクを負った、経費とか時間的な負担というのは物す

ごく大きいんじゃないかと思っております。ダムというのも、先ほど話がありましたけれども、当然、水没地の諸問題があります。現在の自然環境が大きく変わり、現生態系というのを壊すのは間違いないと思っております。ただ、こういうところの中では、自然生態系というものは、新しい環境の中でいずれ新しく多様性が図られるということもありますし、施策によって全体的にいい方向に持っていくことができると思っております。それぞれにリスクがありますけれども、安全度、時間、経済性、経済効果、あるいは流域住民の合意を総合的に比較して選択すべき工法であると思っております。

今ごろの気象を考えますと、治水的危険度というのは非常に高く、時間的、経済的な条件が有利な工法の組み合わせ、そしてソフト対策というのを同時にやっけていけないんじゃないかならうかと思っております。ハード対策としましては、まず現河川、受益地においては、社会環境、自然環境を大幅に変えない。工法として330m³/sぐらいのものを目指して改修工事を行う。流量制御は上流にダムをつくって対応する。それで、野越しの存在というのは、将来的に安全度が完成されますので、廃止しないでそのまま残す方法もあるんじゃないかと思っております。河川の維持管理は当然継続していかないといけない。利水者や流域住民、あるいは行政が一緒になった維持管理が必要、あるいは親水とか多自然型に改変する方法もあるなどと思っております。同時にソフト対策もやっけていかないといけないと思っております。洪水氾濫などにより被害が発生するおそれのある土地の開発を抑えるとか、住民への河川情報とか、水防に関する知識とか、その伝達とか、水防訓練とか、保険とか、そういうふうなものを一緒にした形でこういう対策をやっけていかないといけないんじゃないかならうかと思っております。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。ほかの方。

実松委員 城原川は、先ほど古賀先生が言われましたとおり、広域利水事業の佐賀東部導水と佐賀西部導水の間にあるわけございまして、水の需給調整で大変重要な位置づけになっているわけございまして、例えば嘉瀬川の水が不足した場合、佐賀導水を使って城原川から応援するという、そういうような役割を持っているわけございまして。現在、利水安全度が低下しているということで、水不足が頻繁に発生しているということでございまして。この水不足ですね、利水安全度を解消するためには、この広域利水事業の役割というものを十分果たすような計画が大変重要じゃないかと、私はそういうふうに考えているわけございまして。年間を通してバランスよく水が流れるような、そういうような河川の状況というものが大変必要になってくるわけございまして。

今の城原川の状況を見ますと、三千石堰からお茶屋堰まで13の取水堰と、それから草堰等がありますけれども、この取水堰と草堰のゲートが全部あけっ放しです。だから、上流から水が多く流れるときは、結局その取水堰からも多く流れるというような状況でありま

して、せっかくそういうような堰を設けてありますけれども、その機能を果たしていないというような状況でありまして、この管理をもう少し的確にやっていただいたら維持流量を計画どおり流せるんじゃないかならうかと、そういうふうには思います。だから、取水堰や草堰等を管理する面においては、上から多く流れてきたときは取水堰で調整するというようなことを今後やってもらえば、この維持流量というものがコンスタントに流れるんじゃないかならうかと、そういうふうには差し当たって思いますので、その辺の取水堰、草堰等を近代化する、どういうふうな形でこれを変えたらいいかということもやはり今後検討しないといけないんじゃないかと。慣行水利権の問題もございましてけれども、河川を守るためにも、またこの維持流量を守るためにも、そういうような慣行水利権の問題も今後この委員会の中で十分検討していく必要があるんじゃないかならうかと、私はそういうふうには考えます。

それから、9月25日の新聞に載っておりましたけれども、河川堤防の全国緊急点検ということで、全国で975カ所が対策が必要であるということでもあります。例えば、コンクリートの護岸が破損しているとか、あるいは堤防に亀裂があるとか、こういう箇所が全国に975カ所あるそうです。それで、佐賀県は多い方から順に数えますと5番目です。新潟県、山口県、富山県、岐阜県、佐賀県ということになっております。佐賀県の25の河川が何らかの対策が必要であるということもございまして。だから、この25の河川の中に城原川が入っているかどうかですね。たしか千代田町での説明会の中で、ある人から城原川は漏水しているということをちょっと私聞いたんですが、そういうところもあるんじゃないかならうかと。だから、この緊急点検によって早く補修するような措置が必要じゃないかということも十分考えられますので、早急するところは早急にすることをしていただかないと、これはいつ大洪水が発生するかわかりません。今、こういうふうな地球の温暖化状況で気候が冬(夏?)になっております。そういうことで、明日、明後日かもわからないし、そういうことを考えますと、早急にやる分に対しては早急に措置をするというような、そういう対策が今後必要なんじゃないかと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

荒牧委員長 発言をなさっていない委員の方、できましたら発言をお願いしたいと思います。

蒲地委員 この城原川の河川整備計画を作成するに当たっての考え方として、一番最初の会議のときに私申し上げましたけれども、治水面、利水面、あるいは環境面、この3つの面から大きくいろいろ議論をする必要があるのではないかならうというふうに申しまして、現在でもそういう感じを持っております。

まず、治水面からでございます。先ほどもちょっと出ておりましたけれども、最近の異常気象、九州が亜熱帯地域に属するように、温暖化になりつつあるというような説もござ

いますけれども、最近の雨もゲリラ的な雨が非常に多くなってまいっております。そういうことからしますと、当地域でもそういう時間雨量の大きな雨が降る可能性は十分あるかと思えます。そういう面からしましたときに、現状の河川形態を考えると、本当に破堤等をしない状況にあるのかということ、私はそうではないというふうに思っております。その安全度を高めるための対策ということで、今日いろいろ案を出していただきましたけれども、治水対策をやりながらも環境に配慮し、あるいは経済ベースも考慮しながらやっっていかなければならないというのは当然のことでございます。これまでの委員会の議論の経過なりを振り返って考えてみますと、私としては、河道については330m³/sという規模までの拡幅、これがまずもって必要ではないかなというふうに認識をしております。なおかつ、それでは完全ではございませんので、その上に洪水をカットする施設があわせて必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

次に、利水関係でございますけれども、これにもございませうように、現状のままということで、先ほど古賀委員の方からも話がございましたけれども、現状のままでみんなが満足しているという状況ではございませぬ。ほかの委員からもございましたように、上流ではたくさん取水されておるけれども、下流ではほとんど取水することができない状況が多々発生しているということもございませぬ。では、そのことについて、地域間で、例えば上流から下流までの間で、関係者で流域調整の話し合いの場をつくって、現状の中で話し合いをされるということは、これは非常に重要なことだと思います。しかしながら、過去の、これまでの慣行的な用水を利用されている方、上流から下流まで互助の精神で皆さんが本当に一つの気持ちになっていただけるならば、下流の地域の方は現状よりも、相当といいましょうか、ある程度はよくなるかと思えます。しかしながら、限られた現状の自然流下しております流量だけの話し合いでは、これが本当に解決するのかなと。ダムならダムで新しく開発されたことを契機にそういう調整で話し合いがされていくなれば、もっと全域的な調整がうまくいくのではないのかな、現状ではどうしても限度があるのではないかなというふうに私は思っております。そういう意味からしましても、利水面からしましても、不特定といいましょうか、そういう水を開発すべきではないかなというふうに思っております。

なお、環境面につきましては、先ほど藤永委員の方からも話が出ておりましたけれども、ダムを建設するということになりますと、相当の環境への負荷が生じてくるというのは、これは紛れもない事実だと思っております。そういう状況の中で、最近では、工法といいましょうか、計画につきましても、いろんな環境に配慮するような対策。工事中はもちろんでございませぬけれども、でき上がった施設の管理のやり方によっても、相当に軽減する方法もあろうかと思っております。そういうことをうまく組み合わせて、この城原川を、地

域の皆さんみんなが前よりもよくなったなという認識を持たれるような河川に持っていくべきではないかなというふうに私は思っております。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

宮地委員 城原川はどんな川かということのをいろいろやっておいでになったんですが、まず筑後川工事の方から、最近の佐賀八女線の下流、柴尾橋から下流の現在の城原川の堤防を主にして、現在の城原川の堤防はどの程度のことかということをはっきり承りたいんですが。

荒牧委員長 先生、この前出してもらった各段階のあれでよろしいですか。

宮地委員 いえ、あの現状を。

荒牧委員長 堤防の状態ですか。

宮地委員 ええ。ちょっと危ないところがいろいろありますので。

荒牧委員長 先ほどちょっと出た話と一緒に、この前は流下能力だけを議論されましたけれども、ちょっと実松さんもおっしゃったけれども、具体的に堤防の危ないところが城原川としてはあるか。どういう認識をしているか、少なくともこの模型を使って何力所あるというのだけは、ちょっとそこだけチェックさせてください。

宮地委員 堤防の交通制限をしているところなんかもあるでしょう。柴尾橋から下流の方が非常に危ないです。

事務局（甲斐） 住民懇談会でも意見を言われていました。堤防から漏水したりとか、そういう質ですね、堤防の質の話ですよ。

荒牧委員長 そうです。

事務局（甲斐） 私たちも、ちょっと目に見えない部分がありますので、今からそういう調査をやっていかなければいけないなというふうに感じております。今年やる予定になっています。

荒牧委員長 説明会の中で住民の方からそういう指摘が出たわけですね。

事務局（甲斐） はい、出ています。我々の認識も同じです。

荒牧委員長 それを受けて調査に入るとのことですね。

事務局（甲斐） はい、そうです。

事務局（中村） 柴尾橋と佐賀江川の合流点の区間です、特にそういう問題があるのは。

荒牧委員長 わかりました。

ほかの委員の方、ぜひお願いします。

益田委員 簡潔に論点をまとめてみたいと思います。5分以上たったら、委員長、ひとつ発言を制限していただいて結構でございます。ちょっと私のコンピューターは容量が少ないものですから、一遍に処理し切れませんので、まず区分をして、そして質問し切れな

かった分は後に回すというようなことで意見を述べさせていただきます。

まず、治水の問題、利水の問題、環境の問題、財政の問題等に分かれます。それを私もまだ全部整理はし切っておりません。したがって、今回は11回ですが、1回から10回までの資料を再度検証といえますか、点検をしてみました。結論から申し上げますと、率直に申し上げますけれども、ダムを前提とした河川整備に軸足を置いてあるということは、かなり鮮明といえますか、明らかになっております。これは、国土交通省がお出しになった平成15年7月7日、九州地方整備局、城原川について、私たちが今まで勉強してきたのは、学習会と言われる方もありますが、この資料が大体基本になっております。

それと、問題は、ここにもう一つ資料が、私、入手しておりますが、平成14年12月に、入手した方法は申し上げるわけにはいきませんが、佐賀平野の水問題と城原川ダムについてという資料がございます。この資料でずっと今までお出しになった資料を私なりに検証といえますか、目を通して、まだ全部終わっておりませんので、余り大きなことをここで、断定的なことは差し控えさせていただきますが、最終回の追い込みに少しやらせていただきたいと思っております。

ここでまず申し上げたいのは、今までいろいろ委員の方からご意見が出ましたが、野越しの問題、それから破堤の問題、そういう危険性についてはるご意見が出ました。しかし、ダムについての負の部分、リスクについてはほとんど議論されていないと思うんです。ダムがどれほど有効であるかということは非常に強調されますけれども、ダムがどれだけ危険な一つの水がめであるかということも流域の住民の方々にきちっと説明をしておかないと、単にダムで、山に降った水を山でカットするから下流は大丈夫ですよというような論理だけで通るのかどうか。1,600万 m^3 ぐらいただったら、せいぜい200mmぐらいの雨が降れば3時間ぐらいで満杯になります。それを放流しなくてはなりません。そうすると、それがコントロールできないときの河川の流下能力に対して、ダムから放水される水圧というのは、水量、水勢、これははかり知れないものがあるわけです。これは、ここに新潟の問題が出て、城原川は非常に危険だということで、住民の危機意識をあおられたと言うと大変失礼ですが、強調されておりますけれども、7月に新潟で大水害が起きたわけです。これは一つの例でございますが、新潟県に三条市というのがございますね。それに五十嵐川というのが流れているわけです。そこには、1,000万 m^3 、1,600万 m^3 、笠堀ダム、大谷ダムというダムがあるそうです。これは私は知りません。しかし、放流した瞬間に三条市民の方々は逃げ場を失ってしまったわけです。だから、今、行政と流域住民が見解の相違で国土交通省とやり合って、国土交通省はそんなことはない。しかし、この方の論文では、絶対そういうことはあるんだと。要するに、自分たちが小さいころもそういう水害があった。もちろん、越流したり堤防の決壊もあってきた。しかし、その当時は、子供を逃がし、

親を避難させ、そういうことができた。ところが、今回に限っては、放流のサイレンが鳴ったか鳴らなかったか、逃げる暇がなかったというんです。これは人吉の水害も同じです。

こういうふうに、ダムというものが、ダム神話と申し上げていいでしょう。ダムの機能を全面否定するものではありませんけれども、ダムの持つリスク、人命と財産を守るのが正義だということはわかりますが、しかしこれが一転して凶器にも、もろ刃の剣だという認識を持って流域住民の方々がこれに対応しなくては、今まで説明を聞いておりますと、何かダム神話そのものなので、ダムをつくれれば絶対大丈夫だと下流の方が思い込まれたらこれは大変なことだということだけは、委員の責任において私はこの場で発言しておかななくてはなりません。

それと同時に、森林のことでちょっと申し上げますが、森林保全のことをここに、今日、資料3-3が出ておりますね。この委員会で議論が少なかったのは、森林について非常に議論していないわけです。これは、事務局の方で森林というものの効用を余り強調されなかったわけです。もちろん、この国土交通省がお出しになった平成15年7月の資料にそれが余り載っていないわけです。ですから、これとこれが基本になっているんだな、ダムを前提とした軸足だなという印象を受けました。ちょっと話が逆戻りしてしまいましたが、そういうことで、21世紀は森林に対してもっともっと目を向けるべきときだと。利水あるいは治水ということですぐダムに頼るような安直、短絡な考え方を21世紀は改めて、私は、山で水をカットするというのは、人間の英知というよりも、ある意味では人間のおごりになるときもあるということを申し上げておきたい。したがって、森林ということになりますと、どうしても保全林ということになりますと、100年、200年の歳月を要するわけです。ですから、私は段階的な中長期にわたる整備が必要だというようなことを申し上げてきたわけでございます。

もう一つ、これはどうしても制限をされる前に申し上げておかなければ誤解が起きますので、恐れ入りますが、私たちは去年、流域委員として、九州地方整備局長さん、古川知事さんから委嘱を受けました。その文章の中に、今読んでいただければわかりますが、20年、30年の目標を、河川整備をして、その上で最終目標を立てるんだといったようなことがちゃんと書いてあります。したがって、我々委員の任務というのは、20年、30年を見越して、その間の一つの、中期的と言っていいんでしょうか、短期というには長過ぎると思うんですが、中期的な計画、これが私はまず先決だと思っております。筑後川は150年に一遍、前回も私発言させていただきました。それから引っ張り出して城原川が150年と。そこから辺にも必ずしも整合性は見出せませんし、690m³/sという数字にしても、長くなりますので、また次回にこの続きは、この数値の根拠その他について私の見解を。流下能力につ

いても、佐賀県の出した資料については、 $240\text{m}^3/\text{s}$ というのは、これが必ずしも正しい数字とは言えないということが、この佐賀県の土木部がお出しになった資料を見れば、これにちゃんと傍線で、グラフで出ております。したがって、お茶屋堰あたりは流下能力が $100\text{m}^3/\text{s}$ 以下のところもあるわけです。ですから、 $240\text{m}^3/\text{s}$ 、これは大体想像はできます。数値をモデル化して出した数字だろうということで、必ずしも実態に合っていないというようなこともこの資料から私は大体読めてまいりました。この辺でやめます。

荒牧委員長 益田さん、1つだけ教えてください。

結局、発表されなかったという、森林の持っている保水能力についての資料が全く出なかったとおっしゃいましたけれども、それは私の運営の問題がありますので申し上げておきますが、降雨量が100mmまでは保水能力を持つという資料が出ましたね。ただ、100mmを超えたところかな、100mmでいいですか。

事務局（飯田） 150mmです。

荒牧委員長 150mmを超えたところから折れ線グラフになっている。そして、そこで突然、保水能力についての折れ線が変わって出水が多くなるという資料を出されて説明されました。そのことでは、それは違うとおっしゃっているのか、理解できないとおっしゃっているんですか。

益田委員 保水能力については、まだ大きな期待が持てるんだというのが私の個人的な見解です。

荒牧委員長 だから、今、古賀さんが言ったけれども、ここまでは確認できるところ、ここまでは自分たちが選択するところということをしたときに、先ほど言われた森林の保水能力は初めから議論のテーマの1つでしたから、ダムにかわるものですよね、議論されているのは。だから、結局、この前の、技術というか、プロの人たちの判断は、いろんな書籍等を利用して、これだけのものが一つの現在の説になっているとお話しされたんですが、それは違うというふうにおっしゃっているんですか。

益田委員 だから、森林の保水力については、私は専門家ではございませんから、必ずしも断定的なことは言えないけれども、今後100年、200年を見通した森林の保全を図るべきではないかということをおっしゃっているわけで、委員長がおっしゃいましたことに言葉を返すのは大変失礼ですが、ここで全然議論されていないと言っているわけじゃないので、ほかの議論に比べて少なかったんじゃないかと。

荒牧委員長 ダムに軸足を置き過ぎている、それは、七戸先生が言われたように、もともとダムに軸足を置いた案を提案されているというのは指摘されていたわけで、それが最もよい案だという形で出されているということはもう喝破されたわけですがけれども、それをどう見るかということが我々の仕事だと思うんです。ただ、森林は一つの非常に重要な

ことだったので、私は資料をちゃんと用意するように求めました。その保水能力と出水との関係というのは非常に重要な点だと私も思いましたので、それは出してもらうように言って説明を受けましたが、それでは違うとおっしゃっているのか、不十分だとおっしゃっているのかちょっとお聞きしたい。

益田委員 はっきり言って、違うと断定的なことを私は言えません。しかし、十分とは言えないということを申し上げた。森林というのは、海の恋人と言われるくらい大事な人間の資産なんです。ですから、有明海再生のためにも、森林の保全といいますか、育成といいますか、そういったことは必要だということを言いたいわけでありまして。治水、また利水にも大きく影響をしてくと。

荒牧委員長 確認のために皆さんにも言いますけれども、ダムにかわるものとして森林の保水機能を使えとおっしゃったんですね。益田さんは、ダムにかわるものとして、森林の持つ保水機能で代替できると。

益田委員 もちろん、森林だけではできませんよ。だから、私が区切って申し上げると申し上げたのは、ここでまだ1時間でもしゃべってよかったら全部しゃべりますけれども、それだけでできるとは決して言っていません。それは誤解のないように。だから、一応区切りますということを最初に申し上げた。

荒牧委員長 わかりました。

では、ほかの方にお願ひしましょう。

佐藤正治委員 私は、水没地を抱えるということは何回も申し上げましたけれども、極端な、大げさな言い方をすれば、下流の方から、大体安心、安全であるならばダムは必要であろうというような意見が出ておるわけでございます。しかしながら、水没地を抱える一人としては、やるのも地獄、やめるのも地獄だと言っても過言じゃないと思うんです。それは何であるのかといえ、30数年の歴史ということですから。そういうことをまず第一に考えていただきたいと、私はかように思うわけでございます。

ただいま神埼の委員さんから山林のことが出ました。私も以前に一回申し上げたと思います。神埼の説明会のときに、所長の説明の中で私も若干不満がございましたので意見を申し上げたと思います。山を育てるといことは大変なことなんです。これは、現在、山というものが、終戦になって植林したものが30数年ぐらいになるわけです。そのころは人が非常におった、そしてまた材木の価格も非常によかったということで、薪炭林を切った後はやれ針葉樹を植えるというようなことで、竹林を切ったところはスギ、ヒノキを植えるということで造林をし、補助金をもらってやってきたのが事実なんです。しかしながら、30数年、約40年たって状況が変わって、過疎、高齢化という中で、山の手入れが非常に行き届かないというのが現状なんです。現地を見てもらえばわかりますけれども、山の中に

本当に保水力があるのかと言いたいような現状なんです。山の中は、木一本も生えていない、ほかの雑木も生えていないというようなところがあるわけです。これはなぜかといえ、間伐が行き届いていないと。だから、間伐をすれば下に木が生える。それによって、保水力もある、また山の斜面が崩れる防止にもなると思うんです。そういうことができていないと私は思うわけです。それで、夏の非常に暑い中、山で10年間、虫に刺されながら下刈りをやることの苦勞というものが本当にわかっていらっしゃるかなというような気もするわけです。

それから第2点は、ダムがもしもできたとしたならば、環境がそういうふうになって、山に残ってというようなこともあるかと思えますけれども、私も何回となくダムの所在地、また建設地を、また建設後のところの視察にも行きました。しかしながら、ダムができたところで水没地域の人たちがその地域に100%残ったところはないわけです。私のところを見ても、実際その段階になっていないから、どれだけ残る人があるのかそれはわかりません。60戸がですね。しかしながら、隣の東脊振の五ヶ山ダムを見ましても、東脊振に残る人が何人おるのか。ほとんどの人は福岡市に行くわけです。考え方では、田んぼもとられ、山もとられて、それで生活の基盤というものを奪われてそこに残れるかというようなことも下流の方に考えていただきたい、そういうふうに私は思います。うちあたりも大半な農外収入で、東脊振、千代田、神埼、佐賀、遠くは久留米まで通勤しています。そういうふうな中でダムができれば、このアンケートの中にもあるように、過疎になることは間違いないと思うんです。60戸のうち何戸残られるのかですね。各地に行ったところでは、川辺川ダムにしても、相良村、人吉市あたりに大半の人が出ていかれておるわけです。一時期は6,000人おったところが2,000人足らなくなったというのが五木村の現状だと思うんです。だから、そこで残りなさいと言っても、生活の基盤というものがあってなかなか残れないというのが現状だということも認識をしていただきたい。下流に遊水地をつくれれば、それだけの戸数が出るかもわかりません。これは、引堤をすればそれだけの犠牲が出るかもわからないけれども、ダムによって建設をされれば、水没地においてはそれ以上に過疎が進むということは間違いないと思うんです。

それから、もう一点申し上げておきたいことは、県あたりの説明の中で、地元負担はありませんよというようなことをよく言われます。県が負担しますよ、国が負担しますよというようなことで、我々とは縁が遠いような気がするわけです。しかしながら、国の金にしても県の金にしても、国民、県民の金であるというご認識だけは十分持っていたきたいと、私はかようにお願いをしたいと思えます。地元、町村に負担がないから、あなたたちは金を出さなくていいですよというような言い方をされるということは、私は心外だと思うんです。それがこういうふうな、国の借金の積み上げは三位一体になって、端的に

言うならば、16年度ですかね、その中でうちあたりも公立保育園の補助金が切られました。1,000何百万切られて、三位一体で、税源移譲で返ってきた金は、2,000人の人口で1人当たり1,600何十円ですかね、それでしたら300何十万円ですよ。そういう現状で、そういうしわ寄せというものが必ず村民、国民、また県民に来るということだけは十分考えていただきたい。県の金だから、あなたたちの負担はないよというような考え方は持ってもらいたくないと思うんです。私も今までお話を聞いておれば、立場が違うから、国土交通省とかなんとかの立場は私たちと違うんだから、それは言い方も違うと思うんです。また、私たちの考え方も違うと思うんです。説明会においても、ダムというものが一番安全だからダムをつくらなければいけないよというような、私がひがんでいられるのかもしれませんが、それでも、そういう感じを受けます。さっき神埼の委員が言われたように、ダムの利害というものはっきりみんなに説明をされて、正常な下流の人たちの判断を私は待ちたいと思います。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

では、白武さん、お願いします。

白武委員 ちょっと議論がずれるかもしれませんが、今考えているのは、現在、特に80年代後半から、それ以前の行政と政策の転換というのが進められてきたと思うんです。それは、1985年にG5、プラザ合意というのが国際経済構造調整をされました。その当時、中曽根さんが首相だったんですけども、そのときの諮問機関である日銀総裁の前川さんという人が「前川レポート」というのを出しました。その後、金融政策、財政投融资政策というのが大きく変わってきて、いわゆる護送船団方式というのを壊していく、やめてきたんです。つまり、その中で大手証券会社がつぶれたりゼネコンがつぶれる。それから、大学も独往化する。農業分野では食糧制度がなくなる。食糧制度というのは、政府が需給計画を立てて、消費者すべてに安全に食糧を供給していきますよという、そういう政策だったんですけども、それもやめた。独往化というのも、教育機会均等を、貧しい人にもすべて公開しますよというのが、それを崩していくという、つまり政府が介入して民生活を図るといって捨ててきたんです。政府は、国民の安心のために金を出しません、口も出しませんと。農水省、国土交通省だってこの先どうなるかわかりません。このような状況というのがずっと今進められていると思うんです。国民一人一人あるいは地域住民が主体的に、自分たちの工夫と自主性、それとエネルギー、こういうもので納得しなさいよというふうな、そういう状況が進んでいると思うんです。つまり、多額の金をつけて、治水策としてただでダムをつくれますよ、あなたたちには迷惑はかけません、そして生活も安全も守ってやりますよと、こう言っているんですけども、何かそういう政策の流れに少しずれているのではないかと。

それと、そういう中で、環境を大切にしましょう、自然とうまくつき合っていきましょう、そういうことも最近になって非常に強く言われています。そういう点からいきますと、治水というのは大切だと思うんですね、できるだけ安上がりで、まあ、安上がりというのはダム建設を前提にするということではないと思うんですけども、先ほど蒲地さんがおっしゃったんですが、環境負荷の問題、それからダム機能のマイナス面というのを益田さんがおっしゃっていました。それと環境、そして歴史、そういったものを、経済換算でいくと、恐らく非常に大きなマイナスもあるわけです。したがって、もっと安上がりで、しかも治水にきちっと配慮した、そういうものをこのせっかくの委員会で考え出していくということじゃないかと。それで、佐藤さん、それから益田さん、そして小宮さんのご意見、私、非常に共通点がありましたけれども、自然とうまくつき合っていく、そういうことを前提にしたのが一つの時流の中での対応じゃないかと。

荒牧委員長 だから、佐藤さんがおっしゃったように、事務局の説明によれば、330m³/sだったら自然もそんなに破壊しない、そしてそれを超えた分については地域が引き受ける、そのことを白武さんはおっしゃっていると思っいいですか。

白武委員 工夫していくということ。知恵を出していく。その知恵が今どういう形で出ているのかはよくわかりませんが。

荒牧委員長 では、引き受けるという案が。

白武委員 もちろん、自分たちの命を守ることで、それは地域住民も一緒に考えていく。

荒牧委員長 考えていくというか、今議論になっているのは、先ほど佐藤さんが明確に言われたけれども、それは地域が引き受けよう、引き受けざるを得ないのではないかと。

白武委員 引き受けざるを得ないでしょう。

荒牧委員長 そうそう。今の時代は、引き受けざるを得ない、引き受けようということを決断すべきだと、そういうおっしゃっていると思っいいですね。いいですか。

では、古賀さん。

古賀委員 昔この委員会でも言ったような記憶があるんですけども、もともと治水をなぜ国策としているかということです。いわゆる国の直轄河川と言われているゆえんです。これは理解してありますか。日本というのは、地形上、川が氾濫するというのは、これは日本の宿命みたいなものです。川が氾濫いたしますと、生命もあるいは財産も相当失われます。場合によっては、地方が自分のところで治水の事業ができないほどダメージを受ける可能性があるわけです。受けてきたわけです。したがって、これは昔の話ですよ、地方が独自に治水事業をできない、そうなってくると国に頼らざるを得ないし、頼まないといけなかった、そういう背景があって国の直轄という言葉が出てきたわけです。だから、

もともとは地方が中央政府に対して頼んできたことなんです。これは事実です。よって、河川法というのがあるわけです。国が地方に対して治水事業をやるときにもう一つの大きな縛りがあります。それはいろんなところから集めてきた税金です。国がする事業ですから。ですから、当然、国の税金を使うわけですから、一番大事な視点は公平性と効率性です。公平性というのは、国民がひとしく治水安全度の供与を受けるための投資をしてもらうということです。ですから、むだではなくて、一番大事なのは、もちろんむだがあってはいいませんが、公平性が一番大事です。いわゆる佐賀の治水事業をやるときに、極端な話、北海道とか沖縄のお金持ちが払った税金が投資されるわけですから、ほかのところから見て不公平にならないようにしておかないといけません。だから、公平性と効率性、いわゆるむだがないということ、これが国が治水事業をやるときの大きな考え方です。それで今までやってきています。

それで、環境というのは、環境基本法ができて、その背景は言いませんが、環境基本法ができたわけですから、河川法という個別法も環境というものを事業目標に入れないとはいけなくなったわけです。これは、ある意味では、時期から見て日本の場合は遅かったかもしれないですが、ただ、それでも悪くなる話ではないわけです。環境が入ってくると、これは地方の意思というものがかなり尊重されます。価値判断も恐らく相当入ってくると思います。それでもって整備計画なんです。

荒牧委員長 古賀さん、1つだけ、白武さんが言ったことを弁護するつもりはないけれども、例えば国がやってきたことを地域がもういいと言ったらどうなるんですか。

古賀委員 そうしたら、国の直轄から外れるようなことをすればよろしいんじゃないでしょうか。

荒牧委員長 そうすると、今の幾つかの議論の中で、例えば……

古賀委員 だから、一番手っ取り早いのは県の河川にしまえばいいんです。逆に言うと、いろんなことをやる時に、じゃ、県ができますかということになってくると、できないですよ、そんなお金はないから。

荒牧委員長 だけど、なければ、今、白武さんはそこまで言ったわけで、引き受けるという話なんでしょうよ。だから、なければないで引き受けようよというところまで決断すれば、三位一体の議論が先ほど出ていましたけれども、三位一体の議論とかなんとか、地方分権というのは、ある意味で言うと引き受ける意思があるということでしょう。

古賀委員 そうなってきましたと、恐らく今の県の財政からいけば、この治水安全度というのは現状維持ぐらいじゃないでしょうか。要は、そういう治水安全度でよろしいですかという選択を迫ることになります。

荒牧委員長 そうそう。迫っているんですよということを白武さんは多分言っているん

だと思ふよ。現状が国家だからという言い方は、白武さんが言ったこととは違うことを言っていると思う。

古賀委員 いえいえ、だから私はそういう話をして、極端な選択肢としては国におりてもらってという話もあると思います。

荒牧委員長 だから、そういう意見が出たときに、今できないから違うというのは違うと思う。今、国家が責任を持つように頼んできたから、それは違うと言っているのは、いわば国がやらなくてもおれたちで決めていこう、いざとなれば引き受けるということでしょう。

白武委員 金を出さないと言ってきたんです。

荒牧委員長 いえいえ、今出すと言っているわけだけれども……

白武委員 お金を出すと言っているんですか。

荒牧委員長 ダムをつくろうと提案してきたわけですから、きっと690億円出すんでしょう。それを出すかどうかは知りませんが、少なくともそういう計画を出してきた。たけど、白武さんが言っているのは、信用ならないし、すべきでないと言っているでしょう。違いますか。

白武委員 だから、流れとしては、もう国は金を出さないという流れですよ。

荒牧委員長 信用できないとおっしゃっているんですか。

白武委員 信用できないというか、流れとしては金を出さない、そういったのが出てきているわけで、だからそういう大きな流れの中でダムをつくりますよということだけの議論でいいんですかと。もっと住民のいろんな工夫を出しながら、もっと安上がりで治水対策を考えたらどうでしょうかということです。

荒牧委員長 だから、佐藤さんが先ほど決断すると言われたのは、330m³/sまでをまずつくって、そして後は、あふれることは十分考えられるけれども、引き受けるというところまでおっしゃったわけですよ。僕はそれなら理解できるわけです。だから、白武さんもそういう意見ですかと確認しているわけです。さっき七戸さんが言ったように、結局プロの目から見ると危ないとおっしゃっているわけです。ただ、うちはしなくていいですよと言われたら、それも意見ですとおっしゃったじゃないですか。そのところはこういう意見なんですかと聞いたかったわけです。

白武委員 今、説明会が2回ありまして、住民の方は要らないと言っております。普通いろんな政策を考える場合は、地域住民の方、つまり上からじゃなくて下からの要求があって、そうしたらどうしましょうかというのが議論の仕方だと思っています。そういう意味では、最初からこの委員会で、あれ、どうなったんだろうと私ずっと感じていたんですけども、つまり、水を飲みたくないと言っている人に、水を飲まないで死ぬよ、さあ、

飲め飲めと言ったって、その人が無理して水を飲まされたって。

荒牧委員長 1つだけ聞かせてください。これは七戸さんが一番最初に言われたことです。国家賠償請求をしないとおっしゃっているんですね。間違えていますか。

七戸委員 いえ、いいんですけれども、余りにだんだん話が過激になってきているので、あと2回なのでもう少し和やかにやりたいなと。そういうことの責任を負うというのは、佐藤委員の話というのはすごく重い。僕もダムをやりますということは神埼の方々に対してきちんと責任を持って言います。これに対しては何を言われてもきちんと責任を持ちます。同じように、佐藤委員もこれをかぶると。もしかしたら佐藤委員のご家族の方が亡くなるかもしれない。そこまでの責任を負って、泥水をかぶって、神埼の水田も泥水をかぶります。その責任がある。ダムをやったことによっていろいろな公害が、益田委員もおっしゃったし、実松委員もおっしゃったけれども、ダムは悪なんです。はっきり言って自然破壊です。その中でどの選択をするかの責任まで持って私は答え、同じように佐藤委員も答えられた。じゃ、白武委員はどの選択肢でどこまできちんと責任を持つかを、あと2回しかないんですから言いましょよという話をしていた。益田委員にもお聞きしたい。これはどこまで答えるのか。実松先生と益田先生のお話で、ダムが壊れないなんて、絶対大丈夫だなんていうのは、専門家責任からいうとバツです。事務局が絶対壊れないなんて言うてはいけない。同じようなもので、食品を売っている人間が絶対安全なんて言うてはだめなんです。自動車だって、今までの日本の自動車の死亡事故というのは福岡市が消滅するぐらい死んでいるんです。だからといって、危険だから、みんなこれから人力車で運びますか。同じような形で、必要枠等の間のバランスを考えながら、言ったことについて最後まで責任を持って行動するという委員会であと2回やりたい、こういうふうにご提案したいんですが。

荒牧委員長 では、桑子さん、お願いします。

桑子委員 かなり原理主義的な話になっていますけれども、この流域委員会もそうですが、新しい97年の河川法のもとで行われているわけです。97年の河川法の改正で一番大事な点は、今まで国、地方自治体主導でやってきたそういう河川整備計画に学識経験者の意見を反映させ、反映じゃなくて、学識経験者の意見を聞くとなっています。それから、関係都道府県あるいは地方自治体の長の意見を聞く。両方とも「聞く」なんですけれども、関係住民に関しては、関係住民の意見を反映させるための措置を講ずると。つまり、住民の意見を反映させるという違う表現になっているわけです。これは、国土交通省の関係者の意見を聞きますと、河川法の改正に当たっては、長良川の河口堰問題が非常に大きな影響を持ったと。つまり、さまざまな人たちの意見をきちんと聞きながらそれに対応していかなければこれからの河川事業は推進できないという認識のもとに、住民参加という言葉

は入れなかったけれども、住民の意見を反映させるという文言を入れたということだというふうに何度も聞いております。この城原川におきましても、住民の意見の反映ということで私たちも議論しました。

ただ、私、淀川水系の河川整備計画の住民意見の反映の部分にかかわっておりまして、従来型の説明会をやっておったところ、これは行政の一方的な説明会になっているので、住民の人たちがきちんと議論して問題を深める中で住民の意見をきちんと出していき、そういう過程にきなさいという流域委員会の提案がありまして、中立公正な進行役を立てた対話集会というものを、まあ、私とその任務だったんですけれども、やってまいりました。やはり重要なのは、行政側のご理解いただく式の説明会で納得していただくという形では、これは住民の意見の反映にはならないというふうに思います。どうも資料をいただくと、わかっただけが大事だ、これが住民の合意を得ることだというふうにお考えになっているように思います。

しかし、私が考えますには、先ほど環境の話もしましたけれども、環境という言葉で一体住民の皆さんが何を考えていらっしゃるのか。環境の専門家の先生、あるいはいろんな技術、土木工学ですね、あるいは環境関係の専門家の考える環境というものと、住民の人たちが日ごろの日常の中で考える環境というものが同じものであるとは必ずしも言えない。むしろ、住民の皆さんと議論していく中で、ここの間に非常に重要なギャップがある。それで、木津川上流の所長さんも、今まで一生懸命わかりやすい説明を心がけてきたし、客観的なデータも出してきた、それにもかかわらずわかってもらえない、これはどうしてなんだろうと。それはどうしてかということ、住民の皆さんが何を望んでいるのかということ、を十分把握していなかったからだと、こういうふうにおっしゃっていました。つまり、ダム反対の意見が神埼町では多いですね、その理由というのは一体何なのかと。説明を聞いておりますと、城原川の危険性を皆さんわかっていらっしゃるから反対なんだと、こういうふうに理解されているような印象を私は持っています。本当にそうなのか。住民の皆さんが一体なぜ反対されているのか。そこのところを住民の皆さんが本当に自覚的に理解しているかということ、必ずしもそうとも言えないわけです。つまり、城原川流域に住まわれている方たちが城原川の環境ということで思い浮かべるのは、その生活の中から出てきた環境の概念であると。これをある角度から光を当てただけの環境ということにしてしまうと、本当に住民の皆さんにきちんと説明したことにならないんじゃないかというふうに思います。

それで、いろんな皆さんの意見を伺いながら、あるいは神埼町の議論を聞きながら、これは私自身もよくわかりません。私は、何度も申し上げているように、環境という言葉は、文化とか歴史とかというものと不可分に結びついている概念だというふうに思っています

し、特に城原川ではそうだと思います。しかし、城原川流域にお住まいの方は、城原川の環境、あるいは生活環境、歴史環境と言ってもいいかもしれませんが、そういうことで一体何を考えているのか、どうして反対をされているのか、そのところを明確に把握した上で判断していかないと禍根を残すことになるのではないかと、こんなふうに思います。それをきちんと掘り下げて酌み上げることが住民の意見の反映ということにきちんとつながっていくのではないかと、こんなふうに思います。

荒牧委員長 私が何かまるでダム反対派をいじめているような気がされるでしょうけれども、結局何が聞きたいのかというと、今、先生がおっしゃったこと、いわゆる地域代表として出てこられた方々で、明確に最初からダム反対ですとおっしゃっています。代表するその方々の意見というのがこの委員会では最も重要だと私は認識していたので、どういう論理に従ってダムに反対なのか。今、桑子さんが質問された事柄そのものをまさに益田さんや白武さんが発言されていると思うんです。益田さんは、ダムは必ずしも安全なだけじゃなくても刃の剣なんだと、そうおっしゃいました。その感覚はおありなんだと思うんです。多分そのことを益田さんは表現してくださったんだと。ダムが持っている利便性だけではなくて、危険性あるいは負の問題。七戸さんは、一種の、何というのかな、悪いところが必ずあることは理解しているとおっしゃったけれども、そのことを表現されて、負の部分があることは理解しています。できますよね。お二人は、主としてダムが持っている負の部分というのを多分表現されているんだと思うんです。だから、その人たちの意見を、生活の中で治水の安全度というのは必ず考えるけれども、それを上回って、ダムが不安であるとか違っているとかという感覚をお持ちなんじゃないですかね。だから、アンケートの中だけではなかなか出てこないものが委員の発言として出てきていると見たいわけです。

では、井上先生、お願いしていいですか。

井上委員 私は、環境、特に自然環境の面から話をします。

資料3 - 1の3ページ目です。先ほどいろいろ出てきておりましたが、自然環境への影響というところのD案で抜けているなと思うのが、ダムの湛水域の自然あるいはその周辺の自然が消失するという言葉が抜けているんじゃないかと思います。

それで、どういう自然を残したいかあるいは考えているか、まあ、いろいろあると思うんですけれども、今、城原川の自然といいますか、それを考えたときに、城原川の流れている部分と河川敷なんかの部分、これを一緒にして考えるとちょっとおかしくなってしまうんです。僕は、中の状態は、長い年月の間に、一つの環境として非常にいいなと思っております。だから、現状が欲しいなと思うんですけれども、例えばその外側の堤防なんかは、非常に帰化植物なんかが入ってどんどん伸びて、非常に見苦しいといいますか、河川

堤防を歩いて楽しもうという気になれないような状態になっている。管理の問題だと思いますけれども、そういうのが一つあると思うんです。そうしたら、今の城原川、特にダムをつくらうというところから下の部分について現状を残していこうということになると、やはり $330\text{m}^3/\text{s}$ 、この程度にとどめるべきだと思います。そうすると、今の城原川の自然環境は守られていくんじゃないかと思うんです。

一方、ダムをつくりますと、今度は、当然のことながら、先ほど言いましたように、沈むところは、あるいはその周辺は自然環境が失われていくわけです。例えば安全を考えた場合に、ダムをつくらない形のC案なんかをとると、環境が非常に大きく変わってしまうという気がするんです。D案であれば、一応、河川敷の、いわゆる城原川の生態系は、今の環境、非常にいいと思っている状態が残る。問題は、ダムをつくった部分の環境との比較の問題になってくるかなと思っています。そういうことで前に遊水地の問題なんかをちょっと出してみたんですけれども、そうなってくると、ダムの方の自然を、あの周辺をもう少し大事にしたいという場合に、あそこ調整池のどちらの自然を大切にするかという問題になってくるわけですが、どちらにしても今の自然というのは原生の自然ではありません。先ほどから言われているように、長い歴史の中で人類と自然との交渉の間にでき上がった自然ですので、人が住む以上、今のような環境は当然残っていくし、残さないといけないと思うわけです。

それからもう一つ、森林の保全というようなことを益田さんがおっしゃいました。私も必要だと思います。それによって、森林が一つの緑のダムとよく言われますけれども、それだけでは洪水を防ぐことは当然できないと私も思っております。それとは別に、森林を保全するということの賛成は、できたら、今の針葉樹の植林を変えて、できるだけ自然の森林に戻してもらいたい。そうしないと、そこにすむ生物の影響が今非常に農家に出てきております。具体的に言うと、イノシシなんかは非常に出てきている。これの影響は、結局、我々人間が自然を全部切ってしまうと、そして国からの指導もあったわけですが、自然林を切って、薪炭材などを切って、そしてそれをスギ植林に変えてきたということがやはり大きく影響しているわけです。ですから、ちょっとそれとお話がこんがらがってしまっておりますが、そういうことで僕は森林の保全については賛成ですけれども、それはダムにかわるものではない。緑のダムといっても、少しずつ流してくれる、そういう意味でのダムということには大いに賛成します。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

時間が予定の時間より40分ぐらい過ぎていると思いますけれども、今日は事務局の人たちには黙っていただいて、私がしつこくしゃべり過ぎたかもしれませんけれども、それぞれの委員の方々の意見というか、最後に私がまとめることになるんだろうということを予

測しながら、結局どういう意見をお持ちなのか。先ほどおっしゃったように、ダムのことを考えたときには、下流が引き受けざるを得ないときには引き受けようというところまで議論が進んできたのかということを知りたくて、逆に言うとしつこく聞き過ぎたのかもしれない。ただ、一番最初に七戸さんがおっしゃったように、このことを考えるときにどうしても最後にダムの問題がかかわってきますので、ダムがありなしというところの議論をせざるを得ない。そのときのリスクあるいはメリット、そういうことを理解した上でのおのが判断しようということをしざるを得ない局面に来ているんだと認識していますので、あえてしつこく聞いたかもしれませんが、お許してください。

それで、もう一度、今日は9月分の議論でしたので、10月の議論に進みたいと思いますが、それに向けて、この議論のやり方について、どういう方法でやってくださいということでご提案があればお聞きしたいと思います。

古賀委員 まず、委員長の指令の方法論ですが、私は、時間が余りありませんので、むしろ今日は大体いろんな意見が出たんだろうと思うんです。私も冒頭に言いましたけれども、各人がいろんな意見をペーパーで出して、そうやると非常にまずいのが、ペーパーで出したものをホチキスでとじてしまって、その中からぽっとくし刺しでやると、結構プアなまとめになる可能性があるような気がするんです。ですから、委員長には申しわけありませんが、独断と偏見でとりあえず1枚物か2枚物を出していただいて、それを我々が議論していくという方が多分早いんじゃないかなという気がしています。

それと、次回に向けて、環境とかダムの話になってくると、治水もありますが、利水の方の不特定ですね、何のために水をためて流すのか。結局、今日のアンケートを見ると、上流の方は水質がいい、下流になると水質が悪いと。これは嘉瀬川筋でも同じなんですよ、結局は。嘉瀬川筋でも同じような議論をしていますけれども、最終的には何とか水を生み出して、流せるところには流そうということをやっているわけです。だけど、嘉瀬川筋ではつくれるダムはもうでき上がっています。それでも何とか工夫してということで検討されていますけれども、城原川筋はその手の話が一切まだ、先々どうなるのかという話が見えていないと思います。そういう意味でも、先々の話を出してもらわないと、恐らくほかの委員の先生方の判断も難しくなるという気がしています。ただ川に流せばいいというものじゃないと思います。

荒牧委員長 今回の専門的な話はちょっと私は直接理解できないんですけども、事務局は、今、古賀さんが言われたことは理解できますか。次回までにこういうものを用意すればという話として理解できますか。

事務局（川上） 多分、古賀委員が言われているのは、利水でもいろいろ問題があるというのは提起いたしました。それで、これまでの広域利水上も、城原川が広域的なエリア

に対して余っているときは融通する、こういう計画になっているけれども、現状の取水形態ではそれがままならないのではないかという指摘。それと、城原川単独でいっても、もともと水が厳しかったから、上流と下流がいろいろと調整なり、慣行的にみんながうまく立ち行くように水配分をしていたのが、筑後川下流用水が安定的に来るようになって、その辺の水管理が言ってみれば十分なされなくなった。その結果、下流側の方がバランス的に悪いと、こういう問題もあります。それとか、それを欲しいというのは何のためかという、農業用水は大分安全になったけれども、集落を流れる水がよくよく見ていくとないよねと、こういう話で、そういうことでの今の上下流のバランスに対してもっと欲しいと、こういうお話が今出ているわけです。そういう課題を出し、また現地の説明会でも意見が出たと、こういうことなんです、古賀委員が言われているのは、それに対してどうするかというのは何も提案されていないから、そのために、水が全体として足りないのかどうなのか、調整すれば足りるのか、全体として足りないのか、それがないとダムの議論がしづらいと、こういうご指摘だと思うんです。そこをもう少しどうしたいのかというのを示すべきだというお話だと思うんですが、なかなか十分な議論が、行政の関係者でもこれからのところがありますし、ましてや地域の方々にそういうことをどういうふうにするかというのはこれからのところがありますから、古賀委員がどの程度求められているかはわかりませんが、もう少しこうあるべきだということは次回お話を。

古賀委員 このまま行ったら先々どうなるんだということは言えるはずよ。それで、広域利水もいいところばかり言っているんですが、欠点がありますよね。湯水リスクが何せ大きくなる。そういうところもきちんとっておかないと。それを回避するためには、治水と一緒にするので、ソフト的な対策をやっておかないといけない。それが現状でできるかといったらできないですよ、こういう状況では。だから、本当は嘉瀬川筋も城原川筋も筑後川筋も一緒になって考えてもらわないといけないところがいっぱいあるはず。だから、水量の上下流問題もあるけれども、水質の上下流問題というのはもっと複雑ですから、そういうところがまだ現実の問題として見えていないから、いろんな人がのんびりしていますけれども、実際に出てきたら、水の量で解決できない問題も出てくるわけです。そういうところはきちんと先を見せておかないといけないと思います。

荒牧委員長 ほかにどうぞ。

実松委員 この前の脊振での住民説明の中で、ある人から、もうこの問題でくたびれたというような意見があったわけです。やはり40年近くになりますから、実際そういうふうな形になるのが本当だと思います。また、もう少しきちっとこのダムの問題に対して説明があったら、本当に必要性があったら対応できたと思うという方もおりました。だから、このダムの問題に対する大義名分がないというようなことが言えるんじゃないかと私は思

うわけです。だから、その辺をきちっと説明する必要があるんじゃないだろうか。

それから、環境アセスメント、これも流域住民に対する説明が不足しているんじゃないだろうかと私は思うわけです。その辺をもう少しきちっと、本当に必要性があれば、そういう態度をはっきり住民に対して示していただきたい、これが一番大切じゃないかと思えます。必要性がなかったらダムをつくる必要はありません、実際的に。だから、本当にその辺の根拠をはっきり住民に伝えていただきたい。それによって住民が判断すると思えますので、今後そういうことを十分検討してこの委員会を進めていただきたいと思えます。

佐藤正治委員 ちょっと1つつけ加えて。

荒牧委員長 どうぞ。

佐藤正治委員 下流の問題ですけれども、ご承知のように、神埼町は、町の最高議決機関である町議会においてダムは反対だというようなことが議決をされておるわけです。私たち水没地を抱える住民としては、下流が不要論を言うのに、どうかという地域の意見が非常に強いということだけは考えておいていただきたい。私たちは、ただそのアンケートの結果で反対とかなんとかじゃないんです。神埼町のそういうふうな議会の議決というものを私たちは非常に重く受けとめております。それだけは考えておいていただきたいと思えます。

荒牧委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次回までに、今、古賀さんが言われたみたいに、もともとは、今日皆さんに提案したかったのは、各委員の方々の意見というか、それを集約した上で私がやるということをもとめた方がいいのかなというふうに思っていましたけれども、今日たくさんしつこく聞いたのは、七戸さんが最初に言われたように、あと2回しかないということが現実だし、決断をせざるを得ない、あるいは記述せざるを得ないというところに来ていますので、もしかしたら皆さん方の中には反対の方がおられるかもしれませんが、私が何らかの形で骨格になる骨の部分だけを書いてきますということによろしいですか。これまでの議論のまとめということになります。ですから、事実関係の部分と判断が割れている部分というところを少し分けて記述して、それを最後に集約していくというプロセスに入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

益田委員 この議論を踏まえて委員長がおまとめになるということで、大変な作業だろうと思うんです。そのご苦労に対しては今から敬意を表しておきたいと思えます。ただ、問題はその内容でございまして、内容については再度議論させていただきたい。

荒牧委員長 次回とその次にやるんです。

益田委員 だから、委員長に対して失礼な言い方だったらおわびしますが、委員長がお

まとめになった中身に対して、例えば私なら私として、18分の1の委員でございますけれども、委員がどうしても納得できないというようなことも、まあ、ないとは思いますが、そこら辺をきちっと委員長にご理解いただいております。

荒牧委員長 この議論を聞いていたら、私の文章がすべて納得されるとは夢にも思っておりません。そんなまとめた文章が書けるとは夢にも思っておりません。ただ、この委員会が今どういう意見の分布でここまで来ているということだけはわかりますよね。だから、事実関係に基づいたところ、それから判断が分かれるところ、それはもう明確に、 $330\text{m}^3/\text{s}$ と流域で受けるということで意見を明確に述べられた方もおられるし、ダムと $330\text{m}^3/\text{s}$ でいこう、そのことが最も合理的であると発言された方が複数おられる。そこだけでも既に分かっているわけです。わかりますね。だから、そのことが一つにまとまるとは私には思えません。だから、最終的な文章の形態がどうなるかということはこの委員会と議論しながらやっていきます。

益田委員 それを確認させていただきました。ありがとうございます。

荒牧委員長 そんなに大部のものを書く能力もありませんので短いものになると思いますが、骨格の部分、確認できる部分というところをまず書いて後で議論させていただきたいと思います。後で事務局と相談して、どういうふうに委員の皆さん方にあらかじめ送られるかどうか、そのことも含めてちょっと調整をさせていただきます。

どうぞ。

七戸委員 最後に確認だけさせていただきます。

神埼町ということで、あとマスコミの方も入っていらっしゃるんで、この計画というのは最終的には河川管理者が決定するものです。そして、この委員会プラス地域住民の声の反映プラス地方自治体の長の意見、この3つを全部取り入れて、総合的に最終的には河川管理者が決定するものです。それで、地方自治体の長あるいは地域住民の意見を反映するという2番目、3番目に来る手段の中に、佐藤委員がおっしゃっていた議会の議決を得ているなりなんなりという部分が、最終決定の中の総合判断の中に入っていくわけです。逆に言うと、今回の委員会でどのような決定がなされたとしても、それは総合判断をする考慮の中の3つの手続の中の1個にすぎないということについてこの場で確認しておきたいと、こう思います。

荒牧委員長 ありがとうございます。

それでは、議題があと1つ残っておりますので、そのことについて皆さんと議論をしていきたいと思っております。

前回の委員会で事務局から提案がありましたが、全体懇談会を開こうという計画を立てておりますということで、大体の日程等が決まりましたので、そのことについてご説明い

ただいで皆さん方のご意見を拝聴したいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

(3) 全体懇談会(案)

事務局(辰本) これまでご説明しましたように、住民説明会、それから地区の懇談会を各箇所ですべてやりました。それで、どのような意見、それから論点というものが大体出てきたところでございます。それで、今回、全体をまたまとめようということで、委員会の先生、それから流域内外の住民の皆様、それから行政が一堂に集まりまして、再度、全体の懇談会というものを開催しまして意見等をお聞きしたいということで、古川知事も直接参加しましてじかに話を聞きたいということになっております。

日程につきましては、10月16日(土曜日)13時30分から神埼町中央公民館、住民説明会がありました会場ですが、そちらの方で開催することとしております。既に10月の県民だよりには載せております。それと、新聞等にも掲載を予定しております。

それから、主催者につきましては、佐賀県の方で主催としてやっていきたいと思っております。

参加者としては、先ほど言いましたけれども、住民につきましては、流域内外、城原川の流域の皆様のほかにも広く参加していただきたい、対象にしたいということで、県民だよりあるいは新聞等で呼びかけをしたいと思っております。それと、委員会の方では荒牧委員長様。それから、ほかの委員の皆様についても、ご都合のつく委員さんについては参加をお願いしたいと思っております。それから、行政の方では、古川知事、川上副知事。それから、国土交通省の方では、筑後川河川事務所、佐賀河川総合開発工事事務所となっております。進行の方では、佐賀新聞の寺崎報道局長と現在話を進めております。

進め方につきましては、1時半から4時半、3時間程度ということで、司会を佐賀県がいたしまして、知事の挨拶、寺崎報道局長の挨拶、それから県からは状況の報告、それから流域委員会からも報告をいただきまして、その後、参加者との意見交換を主体としまして開催したいと思っております。

配布資料につきましては、懇談会をしてきましたけれども、そこで出ました論点とか質問を、8月31日付で既にお配りしております、住民説明会で出た意見に対する主な回答ということで、既にホームページ等で公表しておりますが、それに手を加えまして、新たな論点、わかりました質問等につきましても、修正を加えたところの資料を10月16日には配布したいと思っております。

以上です。

荒牧委員長 この実施計画（案）について何かご質問、ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

10月16日（土曜日）、2週間後に行いますが、神埼町中央公民館で行うということで、そのような進め方で、参加者及び進め方はその資料のとおりですが、よろしければこれでお認めいただきたい。

事務局（川上） 補足で。

荒牧委員長 どうぞ。

事務局（川上） 今回の懇談会は県主催ということでさせていただくんですが、うちの知事も、地域の関係者がたくさん来られるでしょうから、生でいろんなご意見を直接聞きたいということもあって、まあ、知事が答えるということではなくて、今後、県としていろんな方向性を議論する上でじかに聞かせていただきたいということでもあります。これまでいろいろ地元で説明会ということで、神埼町、千代田町、それと脊振村でやらせていただきましたが、どちらかというと、先ほどから話題になっていますが、こちらの方が説明会という形になって説明だけで、行政がこう思うということを一方向的にお話をした嫌いがあると思うんです。特に最初にやった神埼町は、たくさんの人から意見を聞きたいという趣旨でもあったものですから、ご意見を聞くだけで終わっています。地区懇談会にずっと行くと、ひざを交えて議論をすると、結構いろんなやりとり、往復やればいろんな意見が出てきて、それを聞くことによって、いろんな方々がまた理解というか、自分の考えがしっかりしてくるといいうところもあって、ぜひとも次回は、一方的に聞いた状態、特に神埼町はそこで終わっていますから、できるだけやりとりをさせていただく中で、本当にいろんなところで疑念があると思うんです。そこをしっかりとやりとりする中で、主張したい方も言うことによって満足度が高まるでしょうし、それを聞くことによっても理解が深まるということをちょっと期待していますので、ぜひよろしくお願い申し上げたいと思います。

荒牧委員長 どうもありがとうございます。

では、竹下さん。

竹下委員 今の話に関連するんですが、昨日ですか、神埼町でまた懇談会があったということなんですが、私もちょっと出席したんです。ああいう席では、ふだん発言できないとかされない方もよく発言されておりましたが、今後もそういう地区ごとの努力は続けられるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

事務局（辰本） できるだけやっていきたいと思っていて、できればこの10月16日の全体懇談会の前に、そういった意味で、ひざを突き合わせて基本的なことがわかった上でこの全体懇談会に臨んでもらいたいなという気持ちはいっぱいあります。この懇談会を

過ぎてもまた引き続きやっていくことは大切なことだと思っていますので、そこはまた考えていきたいと思っています。

荒牧委員長 よろしいでしょうか。

それでは、次の議題にいきます。

(4) 次回委員会

荒牧委員長 次回の委員会は、事務局案では、10月26日午後1時半から5時まで、ルネッサンスホテル創世（佐賀市）ということで、これは皆さん方のスケジュールを大体調整していただいたということでよろしいですね。次回は火曜日に開催するというので、皆さんご参集いただきますようお願いいたします。よろしいですか。何か補足を。

事務局（辰本） 10月26日も早くから調整をさせていただきまして、おかげさまで今のところ全員参加の予定になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、11月の分もあわせて今調整をしておりますけれども、そちらの方の日程はまだ決まらないので、また引き続き調整をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

荒牧委員長 それでは、これで今回の委員会を終了したいと思ひます。

事務局から何か連絡事項があればお願ひしますが、特にありませんでしょうか。よろしいですね。

では、お願ひいたします。

4. 閉 会

事務局（田島） 荒牧委員長、どうもお疲れさまでございました。各委員の皆様におかれましては、長時間にわたる熱いご討議をありがとうございました。

以上をもちまして本日の第11回城原川流域委員会を閉会させていただきます。どうもお疲れさまでございました。